

第7回 西宮市都市計画マスタープラン策定委員会

日時：平成22年12月11日（土）

午後2時00分～

場所：西宮市役所 東館 801 会議室

久委員長 年末の押し迫ったときにお集まりいただきましてありがとうございます。ただいまより開催をしたいと思います。よろしく願いいたします。

所定の御報告のほうを、お願いします。

事務局 本日の出席者は9名。傍聴希望者はございません。

久委員長 はい、わかりました。それじゃ資料の確認です。

事務局 お手元資料の確認いたします。きょうの次第。A4の一枚。その下に都市計画マスタープラン冊子、パブコメ素々案と書いてますきょうの日付が入った資料が一冊。参画と協働のまちづくりのパンフレット。それと水越委員のほうから、資料が一枚。以上4種類ございます。よろしいでしょうか。

久委員長 ございますか。それでは議題に入らせていただきたいと思います。きょうはまちづくり基本方針の検討ということで、2章のところと、それから全体を通しての確認ということで、二段構えでさせていただきたいと思います。

まず、最初に2章のまちづくり基本方針の検討ということで、事務局のほうから御説明よろしく願いいたします。

事務局 それでは、パブコメ素々案のこの冊子を使って説明いたします。

A3のカラーの資料で、全体の位置づけを振り返らせてください。

今回のマスタープランの作りが、第1章のビジョン、2章のまちづくり基本方針、3章のまちづくりの推進方策という三つに分かれております。1章ではA3の真ん中あたり。まちづくりの基本理念「宮水のえんでつなぎ、はぐくむ美しいまち西宮」、

左側が暮らしとまちの将来像、その左側にイメージを大体まとめたカテゴリーを掲げております。

この将来像を目指すために、2章でまちづくりの基本方針として、行政はどのような形でまちづくりを推進していくのかというのをまとめております。

今回、御提示しているのが、2章、まちづくりの基本方針ということで、緑と水を身近なものにする。地球環境を守る。地域の個性を活かす。都市の魅力を高める。安全と安心を守る。元気やにぎわいを生み出す。交流を促しつつなごりを育む。地域のチカラを高めるといふ、8個の方針を行政の方針として、掲げております。この方針を進めるために3章のまちづくりの推進方策ということで、どのような形で進めるのかというのを書いております。2章は、このような位置づけのところにある部分でございます。

以上全体を把握した後で、2 - 1ページを見てください。上から読んでいきますと、まちづくりの基本方針は、まちづくりの基本理念のもとに、暮らしとまちの将来像を実現していくため、全市的なまちづくりの取り組み方針と、その施策展開の方針を示すもの。この方針を示す中で、まちづくりの取り組み方針と施策展開の方針がありまして、まちづくりの取り組み方針は、分野横断的なまちづくりのテーマの見出しと、テーマの趣旨を記載しています。また、暮らしとまちの将来像との関連性についても記載しております。

まちづくりの取り組み方針の中に施策展開の方針を書いておりまして、各まちづくりの取り組み方針のテーマの趣旨に添って、取り組む具体的な施策の方針を記載します。土地利用、交通、景観、環境、産業などの各分野の施策について、以下の視点から整理をして記載します。三つの観点、行政主体の取り組み、民間活動の規制・誘導、市民等が進めるまちづくりへの支援・啓発、以上の観点で整理をしているのが、次のページから始まります。

次のページからが、先ほど構造図の中で見ていただいた、八つの取り組み方針を記

載しております。右開き 2 ページにまとめております。

取り組み方針の 1 として、緑と水を身近なものにするという方針です。四角の中が取り組み方針の中身になっています。六甲山系の山なみ、武庫川、夙川などの河川沿いの緑・水の空間、甲子園浜や御前浜（香櫨園浜）といった自然海浜という自然の恩恵、それと北部の農地、市内に点在する公園・レクリエーション空間など、身近に親しむことのできる環境も数多くあります。私たちは日常生活において、この自然や環境を常に意識しているわけではなくて、気づかないうちに、その恵みを享受をしています。まず、私たちは暮らしの背景にある自然の豊さを意識することから始めて、その恩恵を今後も享受し続けることができるようなまちづくりを進めていきます。という方針が一つ目です。

キーワードとして、三つ、自然の恩恵、潤い安らぎ、レクリエーションを書いています。そしてどういう施策を展開するのかということで、五つカテゴリーしています。その中に行政の施策、民間活動の誘導、規制施策、支援の施策という並びで書いております。柱が五つ、豊かな緑と身近な緑、それと水辺環境、次に右側へ行って、農地と公園緑地というような分類に分けて書いております。

豊かな緑でいいますと、行政の施策が 4 つ。市街化調整区域による開発許可の制度の自然環境の確保などを挙げてます。誘導規制としては、生物保護地区への立入禁止制限など 2 つ。まちづくり支援としては、里山活動の保全の支援などで 2 つ挙げています。こちらのほうは西宮市役所内の関係各課から上がってきた、担当施策の例示をここでしております。これ以外でもかなり多数上がったんですけども、今回はある一定の数を挙げています。次のページからも同じことが書かれております。詳細な内容は割愛させていただきます。次の 2 - 4 ページに移ります。

取り組み方針の 2 は地球環境を守るというテーマです。詳細はその下で、地球規模での環境問題が重要視されている。低炭素社会の実現がまちづくりを進めていく上で欠かせない視点となっている。まちづくり主体である、市民、事業者、行政は、それ

を強く意識し、さまざまな場面で環境に対する配慮が求められています。

本市でも「環境学習都市宣言」を行ってます。今後も引き続いて、自動車交通に過度に依存した拡散型のまちのあり方を見直しつつ、だれもが健康で安心して暮らし続けることのできる環境に優しいまちづくりを進めますという方針を挙げております。キーワードは環境都市コンパクトシティで低炭素社会。行政の施策の柱は六つカテゴリ-されてます。コンパクトな都市構造、環境都市、地域緑化、生物の多様性、エネルギーの有効利用、エコ活動となっております。

2 - 6 のページ、次のページに移らせていただきます。

取り組み方針の三つ目が、地域の個性を活かすというテーマでございます。地域の個性を活かすというのは、まちづくりを進める上で、原動力の一つに、暮らす私たち一人ひとりの地域への誇りや愛着が挙げられます。本市は、酒づくりのまち、旧街道筋の宿場町の面影、阪神間モダニズムなど、伝統が息づくハイカラなまち、関西を代表する良好な住宅都市といった多彩な顔を持つ魅力的なまちがありまして、地域への誇りや愛着を育む要素にあふれています。このような本市の個性を生かすことで、より魅力的なまちづくりを進めて、そこに暮らす人々のまちへの誇りや愛着を感じることができるようなまちづくりを進める。ということで、ここは市内に暮らす人々が地域に愛着を持っていただきたいという方針になってます。キーワードは地域資源、郷土愛、文化・伝統で、カテゴリ-は4つ、個性のある都市空間、地域の魅力づくり、地域の共生、それと文化・伝統というカテゴリ-です。

取り組み方針の4つ目に移ります。2 - 8 ページなんですけど、都市の魅力を高める。ということで、古くから良好な住宅地を多数有しており、10の大学が集積した高度で豊富な学術研究機能の集積を生かして、「文教住宅都市」を掲げて、まちづくりに取り組んでいます。最近では、阪急西宮北 駅周辺地区において、芸術・文化関連機能、商業・業務機能、居住機能が集積して、本市の玄関口としてホスピタリティあふれる空間が形成されてきてます。多くの方がそれぞれに求める暮らしを堪能できる受容力

を持ったれもがあこがれ、暮らしたいと思えるような魅力あふれるまちづくりを進めます。ということで、キーワードはおもてなし、風格、あこがれとなっております。ここの方針の中身は、外からの人が西宮市に訪れる、もしくは西宮市がいいなと思って移り住んでくれるというようなイメージで書いておりまして、柱は都市デザインと都市型観光の2つを挙げております。

次のページ、2 - 9ページに移ります。取り組み方針の5番目が、安全と安心を守るということで、私たちが安らぎを感じる暮らしを送るには、防災性、防犯性にすぐれた基盤整備を行う必要があります。それだけでは不十分ではないでしょうか。暮らす人々が、互いに支え合い、みずからを取り巻く問題・課題を一つずつ乗り越えていく、それにより手に入れることのできる安らぎというものもあるはずです。本市は平成7年に阪神淡路大震災を経験して、災害に強いまちづくりに取り組んできました。その過程において、暮らしにおける安らぎとは何か、安全・安心とは何かを学んできました。この経験を生かして、互いに協力・連携し、安らぎを感じることのできる安全・安心のまちづくりを進めます。キーワードは、自助・共助、都市防災力とユニバーサルデザインということで、ここはもう単純に安全と安心ということでまとめてます。柱としては4つ。都市の防災力と地域の安全性、ユニバーサルデザインと地域の助け合いという4つのカテゴリーになってます。

取り組み方針の6番に移ります。取り組み方針の6は、元気やにぎやわいを生み出すということで、市民が生き生きと安心して暮らすには、健全な都市空間として「学習の場」、「雇用の場」、「娯楽の場」といった環境が提供されていることが必要です。こういった暮らしの活動を通して、地域経済の活性化、ひいては都市の活力を生み出すことにつながります。さまざまな人が集い、行き交い、暮らすことができる環境が確保された、元気でにぎわいのあふれるまちづくりを進めます。そして、キーワードはにぎわいと地場産業と交通ネットワークというキーワードを挙げてます。カテゴリーは4つで、にぎわいと魅力ある市街地、公共交通の利便性、道路ネットワーク、地

場産業という4つのくくりにしております。

取り組み方針の7は交流を促し、つながりをはぐくむということで、多様な地域、多様な年代、多様な立場の人々がつながりをはぐくむためには、気軽に集える場が求められています。そこに集まった人がきっかけとなって、交流が生まれて、つながりとなっていくことが期待されています。市民が気軽に集い、話し合い、豊かなコミュニティをはぐくむことのできる交流の場をたくさん作り、つながりをはぐくむことのできる手段や仕組みを整えまちづくりを進めます。ということで、キーワードとしては、多世代・多文化と交流、つながりを挙げています。カテゴリーは三つ。集いの場と交流の機会と地域ネットワークにしております。最後取り組み方針の八つ目が、地域のチカラを高めるとしてまして、かつての地域におけるまちづくりとは、親兄弟はもとより、隣近所との相互扶助の関係性が機能することで成立していた側面があります。現代社会においては、社会経済やライフスタイルの変化など様々な要因により、このような関係性が急速に失われており、地域コミュニティそのものがないがしろにされつつある状況が生まれています。かつては当たり前であった助け合いの精神を取り戻すことで、地域の力を高め、市民、事業者、行政が互いに助け合い、地域が主体となった自立的な活動が可能となるまちづくりを進めます。ということで、キーワードは三つ、コミュニティと地域主体と一歩踏み出すというふうにして、カテゴリーは三つ、コミュニティ活動と地域の主体性の尊重とまちづくり人という形にまとめております。

以上が第2章です。この取り組み方針の後ろの色が緑と黄色とピンク色に大体分かれていますけれども、ほぼ人と自然、人とまち、人と人のつながりがある程度意識した形のくくりになっているかなと思っております。それと下の施策のところ、行政主体の取り組みは青色、民間活動の規制誘導はオレンジ色、市民活動の支援はピンク色で旗上げをしています。以上です。

久委員長 はい。どうもありがとうございました。それじゃあ、何か御質問、

御意見ありますでしょうか。いかがでしょうか。

最終的にはそれぞれのところにもう少し説明文が入るんでしょう。それともこの形で。

事務局 この施策の中身ということですか。

久委員長 はい。

事務局 今、こういう形を考えてたんですけれども。

久委員長 はい。それ確認。ということでございますが。

松本（康）委員 これは、これが最終形というか。スタイルとしては、これが最終形。

事務局 内容的にはこのぐらいかなというふうに、最終的には。

松本（康）委員 項目の列挙ということですね。

事務局 はい。

久委員長 はい。いかがでしょうか。

水越委員 どこから質問してもいいんですか。

久委員長 2章を重点的に。

大内委員 それはあれですか。せんだってメールで配信されたマスタープラン素案というのと、これは文言が全部一致してるんですか。これ、今初めて見るからわからないんですけど。

事務局 今回2章につきましては、前回資料送付をできておりません。きのうの晩できたところです。

大内委員 できた文言も違ってる可能性がある。

事務局 すみません。前回送らせていただいた序章、1章、3章につきましても若干手を入れておりますので、きょうの議論はこの配付した資料で議論していただきたいとは思っております。

大内委員 そうすると、2章を見て、もう一遍これつき合わせて見てからでな

いと。

事務局 2章は多分今回初めてなので、前、レイアウトだけを送ったかもしれませんが。

松本（康）委員 松本ですけども、この各項目は市役所の中の各部局から、各取り組み方針を提示して、こういうものを入れてくれというような形で、各部局からのリクエストなんかも踏まえての内容という理解でよろしいでしょうか。

事務局 こちら庁内会議にかけたんですが、カテゴリーはまだ決まっておりませんでしたので、その将来像に近いもので、各部局にまちづくりの取り組みとして、この将来像に対応した施策がないかということで、照会をかけております。その照会で上がってきたものを、こちらでこのカテゴリーで、この取り組み方針に入るのではないかとということで、再構成をしております。

松本（康）委員 じゃあ各部局から寄せられたものを景観まちづくりグループさんのほうで再度精査して、この内容になったということですね。わかりました。

久委員長 よろしいですか。ほかよろしいでしょうか。私のほうから確認と意見なんですが、これ同じ内容が複数のところに入っているのがありますよね。

事務局 はい。

久委員長 それ確認。あえてそうしてるということでもいいですね。

事務局 はい。

久委員長 そのときに、私今ぱっと見せていただいて、2点気がついたんですけども、2の7ページありますね。その上、一番上に地域住民による公園清掃等管理委託制度の拡充というのがありますね。これは公園管理の話だから、2-3にもあってもいいのかなというように思っているんですけども。まだそのあたりが入ってないというのが1点と。それと同じ2-6ページのところの下から4行目です。耐震性バリアフリー性、省エネルギー性云々とか、その三つ上、耐震診断や耐震工事というのがあるんですけど、これ2-9にもあってもいいのかなと思いますが。

事務局 はい。そうです。済みません。意識としては、こういろんなところに入れていきたいという意識でやってたんですけど、いろんなところで抜けてます。もう一度精査をさせてください。

久委員長 あといかがでしょうか。これ聞いていいのかわかりませんが、何か新しく始める目玉になるというかわかりませんが。今までなくて、これをこの10年間でやってみたい。まちづくり塾は一つありますけど。

事務局 現段階でまだこれ集めたという状況になってまして、まだ、これが目玉というのを把握してない状況です。

久委員長 例えばですけどね。2 - 3ページのところの公園緑地というのがありますね。ここの公園緑地の2行目に施設公園の再整備、行政というの書いてますね。これは行政が責任を持って、既設公園を再整備するという、そういう意味だと思っんですけども、最近、西宮に勉強に来られてる生駒市さんは、花と緑の施策はモデル都市になって、かなり頑張ってるんですけどね。コミュニティパーク整備事業というのがあるんですね。コミュニティパーク整備事業って何かというと、地域住民の方々がうちの近所の公園を直してほしいということを手を挙げたら、審査会で審査をされて、採択されたら優先的に近所の公園が再整備できる制度なんですね。ただ、じゃあ私も私もってできるかってそうでもなくて、なぜそうなるかといいますと、必ずワークショップ等を開いて、地域住民の総意にしてくださいという条件がついてるんですね。それが一つの足かせというか、自治会長が発行した要望書ではだめですよというところがハードルになって、歯どめが効いてるというんですかね。そういうのもあってもいいのかなと思うんですね。何かこう淡々と行政が自分のペースで再整備するだけではなくて、地域の方々とはやっぱりそのうまくパートナーシップを組みながら再整備の方向性をみんなが決めていけるような、そんな制度ももっともってあってもいいのかなと思うんですけど。といいますのは、なぜそう言ってるかというと、公園のワークショップというのが、こういうまちづくりのワークショップの入り口と

して、とってもいいんですよ。それは2つの意味がありまして、一つは公園緑地というのは、みんなの空間ですから、あんまり、そのほかのまちづくりのように、個人の権利を侵害しないという意味で、非常にやりやすい。それからワークショップをして、結果が出るまで、つまりデザインができ上がるまでに1年ちょっとでできる。すぐに結果が出てくるんですね。だから、そういう公園緑地のワークショップで、そのいわゆるその合意形成の練習もしてもらって、もっと難しいまちづくりができるということで、公園緑地のワークショップというのは、とっても使い勝手はいいかなと思いますのでね。だからそういう意味では、何かこの公園緑地のそういうワークショップ的なものがどっかででき上がってくれたらいいなと思うんですけど。

大内委員　　大内ですけども、今、おっしゃってることは、この色分けの支援のところで、市民参加による公園って書いてありますよね。これとリンクせずに、行政として、もうある計画があって、ちゃんと進めていくんだということを意味もしているんでしょうか。それともこの支援との関係で、今、久先生がおっしゃったような形で、何らかの地域協議みたいなのはあって、整備を進めていくということも含んでいるんでしょうか。

久委員長　　私の理解では、この下から2行目の、これは新設公園で、何かこうやるのかなという理解をしてたんですよ。

大内委員　　その辺はどうか。

久委員長　　で、その生駒の事例を出させていただいたのは、生駒はその既設公園の再整備で、市役所が順番を決めるんじゃなくて、地域が手を挙げて、始めていくというようなことですけども、始め方とか、既設公園の再整備ということで、ちょっとタイプが違うので、そういうのができないのかなという話ですけど。

事務局　　少し公園の担当部署と協議する、確認をしてみます。

久委員長　　あとはいかがでしょう。

森下副委員長　　正直、きょう第2章を初めて見させてもらって、実はどういう

のが出てくるのかなと思いながら、まず確認すると、まずこれの中身がパブコメ等で触れていったりとか、聞かせていくという、そんなふうでいいんですか。

事務局 きょうのイメージはこれをパブリックコメントでお出しするテキストのつもりです。

森下副委員長 その例えば、2 - 14の地域の力を高めるところなんて、恐らくNPOさんであるとかという、そのいろいろ出てくるじゃないですか。それが、そういうパブコメとかで、これに付加して完成品になっていくという、そういうイメージですか。今この正直申し上げて、ここに書かれてる内容というのは、いわゆる市が、まだ庁内協議もしないまま書かれているコメントだと思うんですけども、このその支援であるとか、コミュニティ活動、何か。これに例えばその市民の声とかいうのが付加していく形で完成形になるのかな。それとも、その前にもう時間ないじゃないですか。だからそこがその時間軸と、これとがうまく合うのかなと思ったんですが。つまり、その関係各署内のね。それから恐らく、これを投げたときに多分出てくると思うんですけども、それを出てきた後、またこれをもみながら、内部でね。委員会でもんでという形になるのか、つまりその羅列的に流れとっても、結局できなかったら一緒みたいな形の。

事務局 今、ここに書いてる部分については、各課の意見を吸い上げているものになってますので、これについて、各課から意見が出てきて、これがあかんとかいう形にはならないです。場所については意見があるかもしれいなと思いますが。

森下副委員長 ということは期待していいわけですね。

事務局 はい。パブリックコメントの意見を、追加できるかどうかというのは、全部が反映できるかどうかわからない。

森下副委員長 ということは、逆に言えばこの第2章の中身について、もむのはこの場しか、もうないということですね。ここに書いてある支援であるとか、行政から出ていることで僕らももむことはないと思うんですけども、支援であるとか、

誘導であるとかいう内容をね。もう少しこうプラスしたり、いろいろしていくのは、この場しかもうないということですね。

事務局 パブリックコメントかける前の御議論というのは、この場ですね。

森下副委員長 そうですね。

久委員長 だから、先ほど私が生駒ではこういうことをやっているんですけどもって。

森下副委員長 ええ。

久委員長 西宮の公園緑地もやってもらえますかねという投げかけをしましたので、また次回までに。

森下副委員長 そうですね、だから多分そういったことの、庁内会議内容、僕ら読めないところが出てきたら、そのまま、はい、わかりましたしかないじゃないですか。

事務局 はい。

森下副委員長 そこが非常に期待するところかなというのが一つと、それとすみません。僕はぱらぱら見ただけで、言葉じりだけなんです。例えば2 - 6の個性ある都市空間の下から三つ目の企業に対し、西宮まちづくり発見クラブっていうのは。

久委員長 まちなみです。

森下副委員長 まちなみですよ。事務局、よろしくお願いします。まちなみ発見クラブは僕もやってるんですが。お願いします。

事務局 申しわけありません。

森下副委員長 すみません。それと2 - 8の一番下の西宮の都市ブランドを高めるっていう言葉なんです。これ、わからないですけど、都市ブランドっていう言葉が僕は何かイメージ地域ブランドのほうがなじみやすいんですけど、いやわからないですよ。西宮の都市ブランドという言葉が適正なのか、西宮の地域ブランドが適正なのかわからないです。だからその辺が気になったのと、それと2 - 14のコミュニ

ティ活動の支援の一番上の専門家派遣助成などを通した市民参加のまちづくりを支援というのは、これ市民参加型のまちづくりとかと言うほうが、何かなじみやすいかなと思うんですけど。いや、ごめんなさい。言葉じりだけなので、以上です。

久委員長 今の片づけるいうか。どう判断するかということ。追加説明の部分があれば。

事務局 まちなみ発見クラブ、市民参加型まちづくりの文言の修正はいたします。で、都市ブランドのところについては、取り組み方針の4というのが、外からの魅力というイメージをしたところがございます。都市デザイン、都市ブランドというような形で使わせていただいたというところです。

久委員長 恐らく、その地域地域いうよりも、西宮市というその都市全体のブランドをどうするかということなので、都市ブランド。

森下副委員長 確かにシティブランドでしたっけ。という言葉があるので、多分都市ブランドもいいんじゃないかとは思いますがね。

田中委員 ちょっと私の理解力が乏しいせいもあるんでしょうけど、この24のコンパクトな都市構造というの、一番最初の市街化区域においては、この後の言葉が私ちょっと。持続可能で集約的な都市構造という意味がちょっとわからへんのですけど。どういうまちのことなんでしょうか。頭の中で、その都市のイメージが出てこないんですけど。

久委員長 コンパクトなというのを日本語に直すと、集約という意味になるんだと思うんですけどね。だから、できるだけその都市機能を、都心部に集めて、それで、その周りにみんなが暮らす。そうすると、その移動距離が短くて済む。こういうのが集約的な都市構造。

田中委員 そういうふうにありますか。

久委員長 はい。と呼んでいるんですけどね。

大内委員 よろしいですか。大内ですけど、ちょっと今までの議論を伺って、

基本的に疑問に思う。今の例えば2 - 4で、その上の見出しのところに環境都市、コンパクト都市、低炭素社会って、こういう言葉がありますよね。そうすると、その各部局から案が上がってきたのをここに書いてあるというので、例えば低炭素社会というのは、この第6回までの、私どもの議論の中で、1回も出てきた言葉じゃないんじゃないかなと、こうまず思うんですね。そうすると、各部局で、この事務局から要請されて、案を挙げてきたときに、この策定委員会のそのいろんな論議が頭に入ってて、上がってきてるんだらうかというような疑問になって、先ほどの公園の問題も両方こうばらばらとなっていて、何かリンクされてないんじゃないかなという印象を受けるんですけど。いかがでしょうか。あっちこっちにこう、今まで論議の上で出てくる、レクリエーションなんていうのもたしか出てきてないんじゃないかと。そういう印象持ったんです。

久委員長 ただ、この策定委員会だけに基づいて、都市計画マスタープランはつくられているわけではなくて、一方で、やっぱり行政側のやらなければならない内容というのもあるわけですね。それと策定委員会の意見がこうミックスされてでき上がってくるわけですので。

大内委員 それが今のこの第7回の初めてのそういう段階になっているというふうな認識なんですか。

久委員長 そうです。

大内委員 ちょっと私、うといんで。もと早目からあってしかるべきじゃなかったかな。

事務局 補足で。策定委員会の議論を理解して書いているのかどうかという部分がございましたけども、策定委員会で取りまとめました理念・将来像、ビジョンの部分について、庁内の会議でこの照会かける前、説明をして、その考え方、それと六つの将来像、その六つの将来像の考え方を一つまず説明をしております。その六つの将来像を実現するために必要となる施策を挙げてくださいますということで上がってき

た一部がここに上がっておりますので、全く何も意見とか、策定委員会の議論を考えずに上がってきた施策ということではございません。

大内委員 そうすると、具体的にここに挙げられている項目をどのように運用していくかという、今後の問題になるということですね。先ほどの公園の問題、具体的な議論の中で出てきてることは、そういうことかと思うんですけど。そのように理解していったほうがいいか。あるいは私どもの班員に、そういう説明をしてよかったかということですけど。

事務局 運用していくというと。

大内委員 やっぱり今度の公園の問題もいいんですが、整備は計画があるから、一方的に、まあ極端にいうと、一方的に行政当局の計画どおりやりますよと。これは既存の公園のことを言ってるのであって、市民の意見一々聞きませんよ。まあ簡単に言うと。新設については、先ほど久先生からあったように。これは市民のそのワークショップか何かで意見を伺ってから、新しくやりますよと、こういうことになるのか、ということですけど。

事務局 先ほど公園の件ですけども、確かに久委員長おっしゃっていただいた観点というのは、非常に大切で、そもそもそういう観点で公園の再生を図らないと、やはり周辺の住民さんにもちゃんと使っていただけないと思います。もし公園部局のほうの認識が、抜けているのであれば、そういう方向に向かっていくべきだと思います。このマスタープランで、すべてが完結すると思ってなくて、どんどん市民参画を進める上で、発展していくような形になっていけばなあと思ってますので、そういうふうに市民の皆さんにお伝えいただいたら結構かと思います。

大内委員 だから、全般にこの行政の計画というか、施行において、今のような考え方が踏襲されると。だからマスタープランと、ほんとに趣旨が生きるよということになりますわね。

事務局 目玉ということで、委員長から最初におっしゃっていただいたんで

すが、実は何々の施策を目玉にしようというのは、残念ながら西宮市、今ございません。総合計画のときも、そういう議論があったんですが、打ち出せなかった経過があります。強いて言えば、今回のこの市民参画を積極的に得て、まちづくりをしようというのか目玉という部分に考えてますので、先ほどの公園づくりなどが、的確にあらわせる事例かなと思います。

久委員長 私が目玉と言ったのは、市全体が目玉ではなくて、それぞれの部局が、今までこういうことを考えてきたんだけど、ようやくその時期が来たので、この10年間で新しい施策として展開をしてみたいというので、新しく入った項目というのかな。どれなんでしょうとかという意味なんですね。だから例えば、公園の再整備なんていうのは、これはだれに言われなくてもやらなきゃいけないことですよね。そういうものではなくて、もっと極端に言えば、日本で初めて西宮でやるんだみたいな。どこもやってないけども、モデル的に西宮で、この10年間で立ち上げるんだというのはあるんでしょうかねという話です。先ほどの生駒のコミュニティパーク整備事業なんていうのは、これは日本でも画期的な事業だと、私認識してるんですけど。こどもエコクラブなんていうのも西宮発でできた全国展開にまで持っていく事業ですよ。そういう元気の出るようなメッセージはどんだけあるんでしょうかという話です。

松本（清）委員 ちょっとよろしいですかね。取り組み方針4のその都市の魅力を高めるというのは、これは非常にいいというか、大切だと思うんですね。兵庫県の中でも中核都市の一つなんで。その西宮をそれでアピールしていくというのは非常にいい。今、久先生が言われた中でいくと、この都市型観光というのが、今まであったんでしょうか。それとも何か新しい取り組みなのか。もし新しい取り組みやったら、どういうことをイメージされているのかね。こういうのは、ひょっとしたら目玉になるかどうかわかりませんが、今まであんまり観光都市というふうに、西宮は言っていなかったような気はするんですけど、いかがですか。

事務局 都市型観光の観点は、第4次総合計画の中にもうたっていますので、

既に少し前からは意識して取り組んでいます。どんどんこう外に向かって発信しようという観点では、商工も取り組みを進めておりますので、新しい目玉とはならないのではと思います。

松本（康）委員 大阪府堺市なんかは結構、地場産業を観光にして、材料にしようとか、何かそんなことを取り組まれてる。ここでいう都市型観光と一致するのかわかんないですけども。あんまりこれまで観光地と思ってなかったようなところ、何か掘り起こすというようなことは、ちょこちょこやっているように見受けられますけどね。

田中委員 この前、尼崎市でも、何か工場を夜間見に行くとかいうのもありましたね。何か観光のルートになってきたという。結構人が来てるということで。

松本（康）委員 そうですね。

大内委員 たしか、この都市型観光って、現在そのワークショップなんか開かれて、たしか募集してやっておられたんじゃないかな。何か市政ニュースにそんなような話があったように思うんですけど。その関連で、ここに掲げられてることでしょうか。

事務局 今、分野別の計画を今見直している最中だったと思います。そちらの部署のほうからの記載で、こちらのほうも書いております。

久委員長 もう少しこう具体的に教えていただいたら理解するのかなと思うんですけども。ここの中で、まちそのものがミュージアムになる取り組みを進めるというのがありますね。言葉で書くのは簡単なんですけど。具体的にはどういうことを展開しようとしているのでしょうか。

事務局 まちかどコンサートというような形でつじつじでコンサートをしようだとか、そういう発想ではあります。ただ実現をなかなかできてないところもあります。

久委員長 例えばですけども、私、阪神南県民局が事務局にされている阪神南夢会議のほうをずっとお使いしてるんですけども、その夢ビジョン委員会の中でも、

こういうその都市型観光やろうというグループさんおられて、いろいろ活動もされて、展開もされているんですけね。ですから、そのもう実際動いてらっしゃる市民さんも何人もいるんでね。そういう方々と、うまくタイアップすれば、いわゆる共同でうまく進めていけるんじゃないかなと思いますし、それから、この面で、このあたりで一番おもしろい試みしているのは、大阪の大阪遊ぼうですよ。ここまあルートつくるだけの話ですわ。ルートつくって、年に1ルートに対して、年に1回ツアーをすることやっしてらっしゃいますけど、そんなことをされるのかなとかね。もう資源はありますでしょ。資源があるから、あとそれをつながりいでいくということと、それをどうアピールしていくかということが、このミュージアムのなるところではポイントかなと思いますので。

松本（康）委員　　こういう観点でいくと、行政ではなくて、例えば支援というようなカテゴリーになるかもしれないですね。ここは。

水越委員　　するとこの都市型観光に関しては、市民の支援と、あと事業者の誘導というの、ぜひ入れたらほうがいいのではないかなと思うんですけど。誘導というか、事業者に、やはり観光産業というものはかかわってもらったほうが、より進むと思いますので。

久委員長　　そういうインセティブを与えるとか、そういうことですかね。

水越委員　　はい。

松本（清）委員　　観光というのは非常にいいと思うんですね。外から人が入ってくる、要するおもてなしですよ。お迎えするという動きの中で、その協力体制というか、中の人がまとまるというか。それがまちづくりにつながるの。キーワードとしてね。この都市型観光というのは積極的に、もうちょっと進む。住宅都市なんだけども、旧甲子園ホテルとか、甲子園球場とか、マリーナシティとかありますよね。甲山も含めて。だからその観光というのをまちづくりとつなげる。着地型観光というのはちょっと田舎のほうで結構やられてますけど、都市型観光もそういう着地型に近

い形で、外の方を積極的に迎え入れるといいですかね。特に、西宮市は何といいですか、姉妹都市との交流とかやっているんですかね。

事務局 はい。やってますね。

松本（清）委員 ね。

事務局 はい。特に紹興とｽ^o-ｸ^oは交流が盛んなんですけどね。

松本（清）委員 だから、もうちょっと国際観光も含めて、観光をキーワードにその西宮市の都市の魅力を高めていくというか、姫路市なんかは、もうすごい世界遺産があるぐらいのまちなんですけど、それと違った、その都市の魅力、それが何かミュージアムになるのか。何かね。

水越委員 たしか西宮市で少し前に、何ていうんですかね。一般の企業経験の方の旅行関係の方というのを募集して入られたと記憶してるんですけど。

松本（清）委員 観光。

事務局 嘱託の方で、ＪＴＢに務められた方が、今こられてます。

水越委員 そういう方のつながりもあるでしょうから、やりやすいのかなという。

事務局 あまりメジャーでないけれども、相当質の高い観光資源というのが結構あるんですよ。それでＪＴＢから来られた方も、苦楽園にある堀江オルゴール館に、すごく感心していました。山口町の郷土資料館、なかなかこれ立派な館なんですけども、余り皆さん御存じでない施設なんです。相当お金もかけられて、中の展示物とか、山口町の歴史を一同にしてわかるところなんですけども、説明を受けないと、見ただけではこう素通りしてしまう。物はいいのはわかるんですけども、内容がなかなかちゃんと伝わらないという点で、やっぱりそういう地域の歴史に詳しい方の、説明ガイド。行政だけでなく、地域の支援とか誘導、こういう部類に入ってくるかなと思いますけど。

久委員長 これについては、確認というか、整理をしておかないといけないと

思うのは、これどんどん考えていくと商工観光政策になってしまいますわね。都市計画施策として、どういようにこれがタイアップできるかというところを考えていくというのが、都市マスの中では非常に重要やと思うので、先ほどお話があった話でいうと、さくらやまなみバスがそういうような、非常に核となる交通になるんだという位置づけにさせていただきますと、さくらやまなみバスの付加価値というのがぐっとアップするとかですね。あるいはそのルートをつくったら、どうしても歩きやすい歩道を整備していかないといけないということで、歩道整備の優先度が高まっていくとか、何かそういうように、都市計画施策にこうつながっていくような観点がもうちょっとあったほうがいいかなと思うんですね。

事務局 まちのミュージアムのほうは、その先ほど申し上げた、まちかどコンサートができるような、少し広がりのあるようなスペースを設けるとか、あと2番目のほうは、まさに景観のほうで、景観資源、よい景観資源のほうは景観形成建築物等で指定していきますので、その辺を観光的な形で回っていただくとかですね、そういう施策にはつなげていくイメージではあるんですけども。たしか、そういう記述をしたほうが、都市計画マスタープランぽいとは思いますが、検討したいと思います。

久委員長 ちょっと具体的な話になって申しわけないんですけども。この都市景観形成建築物を観光ルートにするというのが、公共施設的なものはいいんですけどね。住宅の場合だと、ちょっと慎重にしてほしいなと思うのは、実際に箕面で登録文化財になった個人のお宅がありまして、そこが広報に載せられてしまったがゆえに、みんなが見せる見せろってやってきて、大変な状況になったというようなことがありますね。登録文化財とか都市景観形成建築物というのは外観を楽しんでもらうために指定をされているので、中を見せろという義務はないんですよ。ところが普通の指定文化財と誤認されて、文化財になったんだしたら中見せろというふうな話がいっぱいきてお困りになったという事例があるので、少し住宅系は慎重になったほうがいいかなと思いますけど。

田中委員 先週ですね、例えば神戸の舞子公園に行ってきたら、旧日下部邸とか、ああいう中、全部見せくれますよね。そしてボランティアがいっぱいおられて、どんどんどん説明していただけるとか、私西宮市でそんなんが1回もあったことがないんですけども、そういうことも含めてとおっしゃって伺っておられるんでしょうかね。そのボランティアという、さっきの話ですと。

大内委員 先生の今おっしゃっていることは、こういう観光政策に基づいて、都市空間をどのようにするかということのほうが重要だと、こうおっしゃっているんじゃないかと思うんですよね。今の運営の仕方の具体的な話でしょうけど、そうじゃなくて、じゃあその空間として、そういう観光地、あるいは観光スポット、資源をもう一遍クローズアップしたときに、そこはどういうルートで、どうしたときに交通体系をどうするかとか、あるいは自転車網を整備するか、そういうことが重要になってくるんじゃないかなというふうに思いましたけど。

久委員長 先ほど事務局がおっしゃっていただいたように、例えばその都市計画公園に位置付けられてたら、公園は整備できるんですけども、ちょっとしたへた地があいたと。そこを、そのコンサートができるようなまちかど広場として整備するんだというような施策があったとしたら、市が買い取って整備をするという口実ができるわけですね。そういうものがこのミュージアム構想と重なってくるのであれば、都市計画の整備の話ともつながってくる。

大内委員 空間政策でないと。観光政策のものになっちゃう。議論がずれていってしまうはずなんです。だから、そういうことを各部局が意識しながら、これやらないと、マスタープランがまたできないということになってしまうんじゃないかというふうに、今、印象持ちますね。

久委員長 各部局は、それぞれ意識してると思うんですけどね。我々が書くときに、それを意識しておかないと、これもありますね、あれもありますねちゅう話になってくると、その都市計画マスタープランからは、範囲が広がり過ぎるということ

なってくる。

松本（康）委員 じゃあ2 - 2の3ページを見ててなんですけども、2点ありまして、1点は2 - 2ページの身近な緑の項目の4つ目、5つ目なんですけど、花と緑のまちづくりリーダーから、次の花と緑のコミュニティづくりとあるんですけども、この辺、先ほどもほかの項目で指摘あったかもしれませんが、ちょっと何のことなのかというのがよくわからない。やはり解説がほしいなと思う項目が散見されますというのが一つ目と、あと2点目は2 - 3ページのほうで、農地のところの1番最後の項目で、肥料等の購入に対しての農家への補助とあるんです。都市計画の中で、そういう農地をもっと豊かにしていきましょうということであれば、一つの施策としては理解できるんですけども、補助といういわば金銭を支出することに対しての後押しをするものになるかと思うので、我々これに絡んでいる者としては、こういうものを書き物にして残すということに対して責任持って残さんとあかんと思っているんですけども、ここにまあお金を出すということを直接、もうここに書いてしまうというのが、どこまでいいのかなというのが疑問に思ったんで、その2点、聞かせていただけないでしょうか。

事務局 使う言葉については、もう少しやわらかくするか、説明を加えるなどをさせていただきたいと思います。肥料については、このレベルに載せる都市計画マスタープランの施策としては載せ過ぎかなというふうに思います。外します。

水越委員 そういう意味では、その具体性のレベルが割といろいろありますよね。これは最終的には統一というか、ある程度合わせる予定はあるんでしょうか。

事務局 はい。今回ちょっとどたばたになっているんですけど、ある程度、生で上がってきてる施策の一部の中で、載せる必要があるのかな、思う順から載せています。レベルは合わせていかないといけないと思ってます。今カテゴリーを黒の丸で書いてるんですけども、まずこのレベルを先に合わせていかないといけないと思います。その下の施策については、わかりにくいと思いますので、表現を工夫して、

レベルをそろえるなど、考えていかなければならないと思いました。

藤本委員 全体のことでお聞きしてよろしいですか。多分2 - 1のところ、2 - 2からの構成の話が解説されてるんだと思うんですけども、本当はまだわかりにくいんですね。例えばできましたら2 - 2からの、その構成の何か図がここに入って、このあたりの取り組み方針ですね。この黒丸の上のほうがまちづくりの取り組み方針と書かれてるんですけど、実際のところには取り組み方針1とかしか書いてないですね。でもこうまちづくりとったほうがわかりやすいのかなというのと、ここが1から8でしたっけ。幾つあるよってという話もここに入れていただいたほうがいいのかというのと。その次のキーワードの説明がどこにもないんですね。それから、その後のところが施策展開の方針なんだと思うんですけども、施策展開の方針の部分がどこだっけということが、これ読んでただけじゃわからないのと、それから行政、誘導、支援をそれぞれ三つの括弧書きの中で説明されてるつもりだと思うんですけども、それ明確にやはりここにマークなり入れていただかないとわからないというのと、それから施策展開の方針の中で書かれているんですが、それぞれの多分、各分野という言い方されてますけど、土地利用とか、交通とか、景観とか、環境とか、産業、それぞれの施策がどう関連してるのかというのを成立するというところもできるかと思うんですけど。する必要はあるかという話はあるかという話はあるかと思うんですけどね。ここでこういうふうに各分野の施策と上がってるからには、何か、何か入れないといけないのかなというふうに思ったりするところです。そのあたりは、2 - 1はきちっとこう書いていただいたら、それ以降の説明書きがわかりやすくなるかなということと、それから終わり方も何かもういきなりもう8で終わってしまいますね。いきなり8というか、取り組み方針8でとんと終わっているの、何か最後にも、この政策をどういうふうに展開していくんだみたいな、この使い方のような部分が入ってもいいのかなあというふうに思いました。多分、この羅列で終わったら、じゃあこれをどういうふうに、今後10年なり、こう動かしていくかというのは、こ

の章が入らないでもいいのかもしれないですけども、どっかで言う必要があるのかなと思いました。

久委員長 3章のところで書いてあるので、ちょこっと連動するのですかね。

事務局 2章と3章をつなげるコメントというか、そういう意味ですね。

藤本委員 このA3の図で見ると、3章から持ってくるわけですね。

事務局 3章が2章を進める進め方という意味で、この矢印があります。

久委員長 ここに書いてある。3 - 2ページあるでしょ。行政の役割というのがありますよね。そこの一番最初の都市計画マスタープランに基づいて、各分野の取り組みと調整しながら、総合的な観点から都市計画施策を進めますと書いてありますね。ここのあたりに例えばその2章で書いた基本方針に従ってとか、一言入る。ああ2章はこれで受けれるんだなという話ができるんですけどね。2章に書くよりも推進方策だから、3章のほうが受けやすいのかなというふうには思うんですけど。とまた持ち帰っていただいて。

事務局 説明が8番までで、唐突に終わってるというイメージ、印象があるということではよろしいでしょうか。

藤本委員 はい。

事務局 表現の中の工夫をできるのかもしれない。それと最初の図をつけてくださいという話については、そういう形で検討します。それと、あと土地利用、交通と書いてあるのは、分野別を横断的にこう整理し直しましたというつもりの表現ですが、こう明記する必要もないのかなと思います。

藤本委員 だから都市計画として関連するというか、都市計画としてやるべき内容が、こういう項目があって、それをということですね。

事務局 いろいろ横断して施策をやっていきますというような文にする必要があるのかもしれませんが。

藤本委員 そうですね。

久委員長 強調するのであれば、マトリックスにするというのも。

藤本委員 うん。一応ね。

久委員長 そこまでする、手間かける意味があるのかどうかというところがあります。

事務局 マトリックスにすると、それがすごく強調されてしまう。この方針を強調したいというところがありますので。

久委員長 担当が読めばわかるからということなんですけどね。

事務局 市民の方に1番、印象に残ってほしいと思っています。最終取りまとめのとき、もうちょっとレイアウトでも対応できる、考えていかなあかんことなのかかもしれません。

大内委員 少なくとも2 - 1ページの2は先生がおっしゃったように、この2 - 2以降の、それぞれの回答みたいな、こう目次的に書いて、それからこの行政誘導支援の色分けからは、せめて説明がないと、いきなりここへ入ってくると、先ほどいただいたまんじゅうのあんこだけがいっぱい入って、その皮のほうは、ちょっとやっぱり説明が要るなという印象ありますね。

藤本委員 さっきのカテゴリーとおっしゃったのも、黒丸がカテゴリー、カテゴリーはどういう位置づけなんだろうかっていう感じがいたします。

松村副委員長 ちょっと気になっているのは、支援の幅の広さなんですけども支援もいろいろ多分、ランクあるのかなという気がしまして、一つは行政と連携とかということ中に入ってきますけども、行政も責任持って、市民も責任持って、一緒にやりましょうという話もあれば、市民さんがやりたいというたらやんねんけども、掛け捨てみたいなもんで、別にその市民参加したいと言わへんかったらもうせえへんでええねんというような支援の仕方もあるような気がするんですね。そのあたりが、3章のところでも市民に期待される役割とかいうところと、うまくつながるのかどうかというのが、少々気になるなというので、支援の幅がこんだけ広くていいのかなという

気がしました。

具体的にいうと、2 - 5のエコ活動の一番下のところに、地元主体を前提としたコミュニティバスの導入、可能性の検討と支援なんですよ。2 - 11のところの公共交通の利便性で、公共交通不便地域の改善に向け、コミュニティバス導入に向け、地域住民と協働で取り組むって、これ誘導になっているんですよ。このあたり、どう仕分けになっているのかなあという。まあ、どちらも支援ばい気もしますし、というような気もしますし、2 - 5の上のところの環境に優しい公共交通の維持に向けた利用促進の啓発というの。これは別にしはるけども、どうしてもええやみたいな気がしたりしますので、その市民さんが一生懸命、こう主体的にやってもらわなあかんようなやつというのと、まあ気が向いたらやってねぐらいの軽いやつというのも、何か強弱ありそうな気がしまして。で、今回のその都市計画マスタープランの目玉が市民と連携してまちづくりをするというようなことをいうと、もう少しこう市民向けに、これぜひやってねというところを強調するような形の、そのカテゴリーというのを支援の中に設けてあげてもいいのかなというふうには思ったんですけども。そのあたりは僕の深読みでしょうか。

久委員長 ちょっとこれ難しければいいんですけどね。私がいつも行政の職員さんに申し上げるのは、行政の役割として、その推進と協働と支援がありますという言い方をするんですけどね。松村先生がおっしゃった話は、その協働と支援がまとまって支援になってしまってますよという意見だと思うんです。だとすると、その行政ももっと表に出る場合は協働として、市民の主体性がある活動を支援する場合を支援というように二段構えにすれば、さっきのお話はもう少しこう整理がつくのかな。ただ、それは口で言うほど簡単ではないので、難しければ協働支援というのを支援と呼んでいるんだというように説明をされたほうがいいです。ただ、うまく説明できるんだったら協働支援を分けたほうがきれいかなと思います。そう考えたときに、言葉遣いなんですけども、誘導支援というのは何をするということを書いているのに、行政

というのは、主体を書いています。だから、その推進誘導支援というように書くという手もあると思うんですね。推進というのは、行政がみずからの責任で推進をしていくことを指していますというのを2 - 1ページで説明させていただければ、ちゃんと伝わるとは思いますけどね。ちょっとその言葉のレベルがそろってない。

事務局 協働と支援を分けるのは非常に難しいです。照会かける中では難しい部分があったので、今、こういう形をさせてもらってるというのが実情でございます。分けるのかどうかは、ちょっと今すぐわかりませんが、検討させてください。

久委員長 先ほど具体的に御質問の後、コミュニティバスが支援というようになってるといのは。

事務局 そうですね。

久委員長 理屈がちゃんと通っているのかどうか。

松村副委員長 誘導というのは、この行政が持って、責任を持ってするちゅう話ですよ。で、ほんまにという。

事務局 今ご指摘の文は、間違いです。誘導で書いているコミュニティバス導入に向け、地域住民と協働というというのは、実は、支援のランクで考えてます。ここは、記載ミスです。

松村副委員長 僕が深入りしたのは、公共交通不便地域というのを設定すれば、そこは行政が責任を持ってコミュニティバスを入れます。それ以外のところというのは、地元主体で、地元の負担も考えながら、コミュニティバスを入れますというので、支援のほうに入れたとかというような、そういうような回答を期待してたんですが、そういうわけではないということですね。

事務局 今のところ。はい。その明確な区分けまで、今言ってないです。公共交通不便地域というのは、市内でも24カ所ほど今設定しています。行政が積極的に誘導する地域と協働でやる地域と、地域が主体的にやる地域と、今ちょっと区別しようしていますが、まだ確定していません。今回、マスタープランでのこの言葉の使

い分けというのが、ちょっと今迷っている最中なので、整理させていただきます。

久委員長 はい、ほかいかがでしょう。

森下副委員長 先ほどから済みません。文言の言葉じりばかりなんですけど、実は2 - 6の個性ある都市空間の行政の一番下のまちに愛着をもって住むことができる心を育てる。中身、これってどういう、まあ今即答は無理でしょうけど、これどういうことをイメージしてはるといえるか、行政として持っていられるかが、次回でもいいから聞きたいのと、2 - 12の一番下の支援の既存商店街の活性化にICTというのがわからないので、このICTは何なのか教えてください。

事務局 ICTは、これまでITといった、インターネットとかインフォメーションコミュニケーションテクノロジー。

森下副委員長 テクノロジー。

事務局 はい。ICTを使っています。用語説明も要りますよね。

森下副委員長 僕はわからなかったね。そういうことなんですか。僕はICTチップやと。商店街で何するのかな。

水越委員 今、西宮市、今、すごく進めているやつですよ。ああいうやつと。いわゆる市政ニュースでよく見かけますよね。行政の。

森下副委員長 ICT。

水越委員 うん。何というんですか。取り組み方針の一つにたしかになっていると思うんですね。それで、さらっと名前使われてるんだと思うんですけど。

松本（康）委員 ところで、商店街も絡んでなんですけど、西宮市って、たしか商店街地区の1階にはなるべく店舗入れてくださいみたいな、あれどういう政策でしたっけ。

事務局 商業地域、近隣商業地域で一定規模以上の住宅系のマンションです。1階には店舗、業務系店舗を入れてくださいという指導要綱があります。それが入らなければ、容積率が住宅では全部は使えませんという指導要綱ですね。

松本（康）委員　　ちなみにそのことというのは、この中に入ってるんですか。もうそれはやっていることなんですか。特に入れてないという感じなんですか。

事務局　　やってることは入れてるつもりなんです。

久委員長　　にぎわいですね。

松本（康）委員　　まさしく、先ほどのICTの利用よりは、はるかにこう土地の利用という、都市計画に関連のすることなんで、今の施策も含めて、網羅的に書かれているかなというのがちょっと心配になったもんですから。むしろね。そのICTの利用というのは、どっちかというと、商業振興とかいったような切り口もあろうかと思いましたので。そのあたりは都市計画としての内容が漏れなく盛り込まれているかなというのを、ちょっと一度点検していただけたらと思います。

久委員長　　先ほどからレベルの話もありますけどね。もう少し次回までに整理はしていただけるということでもいいですかね。

事務局　　はい。

久委員長　　先ほど松村先生のおっしゃっていたコミュニティバスの導入と森下さんがおっしゃった心を育てるというのは、かなりレベルの違う話で。コミバスはすごい生々しい、わかりやすいレベルまで落ちてるんですが、ちょっと心を育てるではぴんとこない。もう少しこう大きなくくりなんだけども、やる方向性とか、やる内容がわかる言葉遣いのほうがいいのかなと思うんですけど。あるいは、冒頭に私が説明させていただいたのは、それを工夫する一つの方法として、1、2行の説明文をつけるというのもありかなと思ったんですけどね。そのあたりもう少し何が一番手っ取り早くてわかりやすくなるかというのを検討していただけたらと思うんですが。ちなみに心育てるというのは、具体的には何をするとか。

事務局　　宿題にさせていただきます。

松本（清）委員　　この行政と書いてあるのは、その何か具体的にいうと、何たらかんたら事業とかね。その何か予算がついてるとか、何かもう、とにかくやるんや

という前向きなやつなんですかね。もし何とかかんとか事業とかね。助成金がついてるとか何かそんなんやったらそれを書いてもらえばわかりいいかもしれないですね。

久委員長 小学生向けの住環境副読本をつくるとかですね。

事務局 資料集とかね。そういうやっぱり個別事業までいきますと、別冊でそういう資料集、個別事業の資料集とかでつけてるスタイルが多いですわね。

久委員長 今、ちょっと具体的になっちゃいますけど、お金ができる、すぐできるやつはね。先生向けにホームページにスライドを載せておくんですよ。これただで使ってくださいって。市民の方も取って、自分のその講座で使ってもらえるようなね。そういうスライド集をパワーポイントですよ。それをもう載つけちゃう。自由に転載くださいみたいな話になる。すぐに印刷物するでしょ。また100万要るって話になっちゃうんですけども。金かからんでええ。すぐに情報発信、情報提供できると思います。ちなみに業者さんとかとは色んな所で議論やってますけども、市民のええとこブログとかね。これ心育てるみたいな話なんですよ。地域自慢をブログでしてくださいと。ほかはいかがでしょうか。

水越委員 2 - 7のところ、文化伝統と地域協定がありますけども。これは支援というその項目に入れられるのではないかと思うんですね。例えば文化伝統の最後の若い力をまちづくりに生かすため、学生ボランティア呼ぶとか、こういうのは行政主体で行政がやっていくということもあるんでしょうけど、みずから自主的にやる人たちの支援というカテゴリーにもなるのかなと思います。つまりそういう、市民が自主的にできそうなことについては、ぜひ入れておいたほうがいいのではないかと思うんですが。ちょっと地域共生のところはちょっと難しいかもしれないんですけどね。

久委員長 そういう意味では、先ほどもお話し協働というジャンルをつくったほうがいいかもしれないですね。行政が呼びかけて参加してもらおうというですね。それ全部行政になってしまいますでしょ。このやり方でやってしまうとね。

森下副委員長 協働が入ったら目玉なんですよ。難しいですけどね。たしかに

何かわかんないけど、その今まであった行政における事業を羅列してても、多分ほかの報告書と同じで、それに対して支援をしましょと言いつつ、支援してほしい人は実はどこにいてるのかわからんような形が多分出てきたときに、これ市民一般レベルにおりたときに、例えばですけど、そのまた何か言葉じりばかりですけど、2 - 7の地域共生の一番上の市営住宅ストックの地域資源における地域の特性に応じ、多用途への活用促進が行政になっているじゃないですか。多分これに反応する方ってたくさんいてはると思うんですね。逆にそれに対して、どんな支援があるのとか、じゃあ私たちこんなことで、NPOが協働していくというのに発展していくような、何かこうあるのかなと。つまりその2 - 6のところにも同じことが、上から4つ目に載っているの、これ2つも入れてたら、多分ほんま、これだけに反応する人やったら、あの市営住宅の跡地どないしようとか、考えてはることばかり考えてはる人やったら、そこだけ見れば何か。

久委員長 これね。跡地ではなくて、空き住戸なんですね。

森下副委員長 ああ。

久委員長 空き住戸の場合は、これ市営住宅というのは、その国の補助金も入って、税金突っ込まれて、その低所得者向けの住宅をつくってくださいということなので、本来はほかの転用はできないはずなんですね。ところが大阪市なんかも少しずつNPOに安く貸したいということが始まっているので、まだ余りその協働とか支援というところまではいけない政策ですね。ちなみに大阪市はどういう住宅をしているかというと、その孤独死をされた、自殺をされたような、ちょっと次の人が住みづらい住宅ありますでしょ。事故住宅って専門的には言うんですけどね。そういうものを解消することになってるんですけど。孤独死されて1カ月放置されてたとか。次の人がちょっと住みづらいなという住宅が何件かあるので、そういうのを積極的に入居させてやってる。

事務局 確かに市営住宅、空き家率が2割程度あります。孤独死も年々ふえ

てて、市内でも、本年度だけで20人ぐらい亡くなられてるんですよ。それはこの5年間で相当ふえてきてます。そういうふうなものも含めて空き室利用とか言われてるんですけど、いろいろ法律上の縛りもありまして、目的外使用ということになりますので、あんまり簡単にはできないということになります。

水越委員 そもそもその孤独死の防止というのは、もうこの範疇ではないということになっちゃうんですけどね。何かね。あんまりふえると治安が悪くなるのはなるとは思います。何かできることがあればいいんですけどね。

事務局 都市計画マスタープランからはだいぶん広過ぎるというか。

水越委員 難しいですね。

事務局 まあ福祉施策に相当踏み込むような形になってくると思います。

田中委員 ちょっと話変わるんですけど、市営住宅の今空きが何か20%ということなんですか。今でもどんどん市営住宅つくってるんですか。それとも建てかえてるんですか。

事務局 今は傾向としては抑えようとしてます。震災後2,300ぐらいふえちゃったんです。

田中委員 はい。

事務局 ほぼ今、1万弱9,600台やと思います。

田中委員 世帯ですか。戸ですか。

事務局 戸。ちょっと伸び率が高過ぎた。震災後の受け入れ住宅ということで、今、減らそうとしてますけれども、時代がこのように厳しい。住宅を確保したい方、求められる方が多い中で、そう簡単には減らせられない。URがこれからどういう形態なるのか。今後、自治体に返すとか、引き取っていただくとか、そういうふうなことも出てますので、公営住宅がますます減らされるような中で、市営住宅減らしていいのかというような論議もありますね。維持管理費が戸数が多いと、すごくかさばりますので、それは縮小したい。これからそういう管理改善計画を組むんですけれ

ども、すんなりいくかどうかというのは、非常に難しい状況です。

田中委員 例えば、30年、40年たって、建てかえの時期にきてるところもありますよね。

事務局 そういうのも含めてね、集合化というか、戸数を9カ所に散らばってる市営住宅を3カ所に集めようとしています。今住んでおられるところから非常に不便になるとか、いろんなことがありますて、御意見を聞くと、行政側が考えているようにスムーズにはいかないと思います。

水越委員 すみません、この市営住宅ストックというのは、今、空き住戸のことだとおっしゃったんですけど、その前に森下副委員長言われた、その市営住宅跡地の利用というのはどこかにちょっとごめんなさい、全部見切れてないんですけど、政策としてあるんですかね。

久委員長 公共用地の有効利用というのがあるのかどうか。大阪市は私が援助させてもらってますけども、そういう、その公的ストックの有効活用の委員会というのがあるんです。そこに諮られて、どういう使い方をするかということが検討されて、それで民間事業者が選定されるという方法をとっておるのですね。

松本（清）委員 それ、小学校の跡地。

久委員長 いえいえ。市営住宅の建てかえによって。

松本（清）委員 市営住宅についての話ですね。

久委員長 はい。

田中委員 さっき5カ所が3カ所になった。2カ所丸々余るということですよ。極端に言うたら。

久委員長 そうです。それを市が勝手にといたら怒られますけど、それぞれ市が勝手に売却をするという方法もあるけれども、大阪市の場合は、都市整備局の局長がやっぱりしっかりした人で、せっかく持ってる公共用地なのに、だれでもかれでも売却していいのかという問題意識があって、で、委員会を挟んで、その良好な提案

をしてくれたところに売却をするというようにやっているわけですね。そうすると、何でもかんでも、その高く買ったところが地域を無視して建てるということにはならないわけです。そういうこう仕掛けをとるかどうかというのが、もし見えてくるならば、何か一行入ってきますでしょうし。

森下副委員長　　まさしく、本当に空きが多くなってるような市営住宅で、これって残っていくのか、潰すのかというのが見えたときに、そういう気があったりしますよね。委員長が言われたように、そういった委員会があるんでしょうけど、僕らにあんまりそういうことわからないから、委員長言われたような、それこそ日本全国で言われている統廃合と学校跡地の公共施設の国の財産が入った跡地をどういうふうな形でというふうな話を広がっていったら、市営住宅の大きな話かないという気がしますけど。

田中委員　　現実に私ら友人に聞くと、一般住宅でも空き家が物すごく多いんですよ。西宮市はね。結局、空き家あっちこっちにあるのに、結局、まだどんどん建ってるということは、市営住宅の方がね。ちょっとそっちへ移ってくれて、それこそ市営住宅再開発きちっと、そういう有効利用ができるような形をとれば、もう少し市が発展するかなという気はするんですけど。

水越委員　　それはその移ってもらうために何かをする。

田中委員　　結局、空き家が有効に使われてないということ。市営住宅にしても一般住宅にしてもですね。空き家があっちこっちにあるのに、閉めたままになってしまってる家が結構多いということなんで。それを有効にすることによって、市営住宅を何かの形で再利用すると。つぶしてしまうかどうかは別にしてですね。できるんじゃないかなということ考えたことはあるんですよ。

事務局　　空き家が縮小するのはほんとに望んでるところなんですけれども、持ってる側、供給する側と需要者、家を探しておられる方とのミスマッチ。探しておられる条件に合うようなものが空き家で残ってない。例えば設備が古いとか、ふるが

ないとか、狭過ぎるとか、そういうことで、戸数はあるんですけど、なかなか新しい利用の方とマッチしない。どうしても一定割合残ってしまうことなんです。それは住宅マスタープランでも問題になってまして、空き家対策、これどうするかというのが、大きな課題なんです。

久委員長 まあ空いているのは、もう40年前からずっと空き家は発生してま
すので。供給過剰はもう今に始まったことではないんですけど。先ほど事務局がおっ
しゃったように、やっぱりその良質なストックがないというのが。

田中委員 やはりだんだんそれがふえていくという感じでそうなる。

久委員長 そうですね。だから、先ほどコンパクトシティでもう1回まちなか
に集まってくださいという話が出てくるわけです。そのあたり西宮は非常に難しいん
ですけどね。何が難しいかというところすごい乱暴な言い方したら、ちょっと誤解を与
えるかもしれませんけれども、郊外ニュータウンからも里のほうにおりてきてください。
郊外ニュータウン、もう1回森に戻してくださいというのが、そろそろほんとに真剣
に検討されてもいい時期かなという気はするんですけどね。

田中委員 実際に生瀬・塩瀬地区の方に聞くと、もう本当に空き家がふえてき
たということをおっしゃってますね。交通不便地区ということですね。

大内委員 ちょっと補足で、繰り返しになるんでしょうけど、この2-6と2
-7の中で、例えば地域の魅力づくりで、この公園の云々とか、こういうことありま
すけど、その2-7の地域共生、この住宅ストック、これを多用途への活用推進であ
りますよね。例えばせんだって私どもの4班のグループで、市内をサイクリングした
ときに、大池というんですか、目神山の近くのね。あそこにもともと市営住宅があっ
たところを整備して、平米数でいうと2,000平米だったんかな。忘れちゃったけ
ど。かなり大きな面積がね。

田中委員 空き地なってますね。

大内委員 真砂土で整地されているんですね。うわさに聞くとところによると、

管財部か担当部局かわかりませんが、もう売っばらっちゃって、そこでマンションでも建ててもらって、戸数ふやして税収入得たほうがいいみたいな話もぼろっと出てるんであって、いう話ですね。だけど、今こういうマスタープランを計画して、いろんなこういう議論進めているときに、そんなことがどんどん勝手に進んでいってしまうということは非常にまずいなと思うので、ここでこういう計画を上げてこられた担当部局としては、まさしく先ほどの議論の繰り返しになるんですよ。ほんとにこのマスタープランをつくっていくという趣旨を生かして、都市行政、住宅行政をやられているのかなと。非常に疑問に思うんですね。そこは庁内でいろいろ調整を図る会議もされていくんだと思いますが、そこはしっかりこう固めておいていただきたいと思うんですね。質問とも、意見ともつかないようなことを申し上げましたけども、大変気になります。

久委員長 大阪市も実は財政のほうはだれでもええから高く買うてくれたらええやんかという姿勢です。だから都市整備局はいやそれはちょっと違うやろと。やっぱり値段低くてもいいものを建ててくれる業者に渡すべきやということでのいいポジションをとったんです。

大内委員 今の具体的な空き地をやっぱり農地とか、全体の中にそういう話が出てきますけども、それをしたいんだってという市民グループが、まあグループだから、二人か三人ぐらい意志を持っておられる方がありますけどもね。具体的にどうしたらいいかわからなくて、宙ぶらりんになっているという話も伺ってるんで、そこんところを具体的に支援していく方法はほんとにあるのか、ないのかというところが非常にこう疑問に思います。

久委員長 ちなみに、千里ニュータウンのNPOさんは自分たちで土地を購入して、高齢者向けの住宅をつくって併用されてますのでね。お金みんな集めあって、公共空間買い取って、自分たちで都合のいい施設つくっちゃうという手もないことはないんですね。あと何かありますでしょうか。

松本（康）委員 2 - 3 ページ、ちょっとこれは 1 例になりますけど、2 - 3 ページの上から 4 つ目で、例えば西宮浜等において桜の名所づくりでありますとか、五つ目の下水道の高度処理を導入というようなことが書かれています。西宮の財政のほうも御存じのとおりで、経常収支比率 99% とか。そんなに余裕がないというのは、みんな知っていることかと思うんですけども。この辺、当然お金もかかっていく話かなと思うんですが、政策としてはもうこれは既に了承もされた上で展開中のものという、そういう理解なんでしょうか。それとも何か今後新たにやっていきたいという、そういうものも大いに含んでいるということなんでしょうか。ちょっとそのあたり教えていただけたらと思います。

事務局 それは 4 次総や、下水道ビジョンにもうたわれてますので、位置づけとしては上位で配置されております。

松本（康）委員 必要な財源の確保も含めて、了承済みということなんですね。

久委員長 はい。ほかどうでしょうか。

水越委員 2 - 4 のところで、コンパクト都市構造の項目が全部行政なんですけども、これはたしか前回あたりに室崎委員から、コンパクトシティに関しては、例えば歩いて買い物に行けるところというのが絶対に必要だっていう話がありまして、私もそのとおりだと思います。なので、コンパクトな都市構造のところにはぜひ誘導の項目も入れたほうがいいと思います。ほんとに歩いて生活できるための誘導策ですけど。

松本（康）委員 対商業者ということですか。

水越委員 商業者に対して。はい。ここはもうコンパクトにするんだと決めたところに関しては、何らかのメッセージがあるとか、どこまで書けるかという問題はありますけれども。

久委員長 これは 2 - 11 のところ、2 - 12 のところの商業のところの関係になる話でしたかね。両方に絡みますよね。

水越委員 両方に絡みますね。そうですね。

大内委員 先ほどの午前中の井戸端会議のところの話題にしたんで、もう一度紹介するので。ここの今の水越さんの補足に対しての意見申し上げますが、たまたま私、宝塚の駅、阪急の駅近辺、歌劇場の近辺のマンションに住んでる住民と知り合いになりましたね。こういう話が出たんです。それはこういうことです。かなりのお年、もう70代前後の方ですけど、宝塚駅の近辺で生活用品を買おうとすると、非常に困るんだと。観光用品だけいっぱいあるんだそうです。生活が非常にある意味では不便になると。だから今の商業地、あるいはコンパクトシティの中に買い物区間を設けるときに、やっぱりその歩いて行けて、お年寄りが日常のものを買えるような都市設計、あるいは商業施設誘導みたいな、そういうことはかなり意識しないと、あるその経済効率だけで建物が建っちゃって、あるテナントを呼び寄せて、で、関係ないものができちゃうとか、そういうふうにならないような、かなり意識した施策の実行が要るんじゃないかというふうに思いました。宝塚の話。具体的にやっぱり宝塚行ってみて、何かというと、阪急駅の中、電車の駅の中に入ってる阪急のスーパーマーケットみたいなしかないんですね。非常に生活に不便だとおっしゃってました。再開発になってから特にそうなんだと思いますけどね。

水越委員 買い物と、あと小さなクリニックとかいうのも絶対必要だと思うので、そういうふだんの生活に必ず必要なもの。

大内委員 そこで完結するような形でないといけない。

久委員長 おっしゃってる意味はよくわかるんですが、都市計画施策として、それをどういように誘導するのかというのは、ちょっと悩むんですね。

大内委員 処方論みたいなところもある。悩みになるわけですか。どういうふうにしてやろうというふうに。

久委員長 そうそう。だから行政が何をどう働きかけたら、そうなるのかということですかね。わかりやすく、イギリスは都市計画の権限が非常に強いので、小売

業は空き店舗ができたときに、小売業しか業種を認めてないというところまで都市計画の権限持ってます。つまりその業種の規制までできるんです。都市計画の。ところが日本の都市計画はそこまで権限持たされてないんですね。だから、本来はその商業の用途利用まで都市計画が縛るほうがいいんですけども。だから日本ができるのは、郊外の大規模店舗を規制するくらいしかできない。個別の店舗の利用までを誘導したり規制する権限がないというのが、これがつらいところなんです。

松本（康）委員 例えば西宮でしたら、今、幹線道路沿いに大きなお店がどんどんできて、私たちが小っちゃいころによく使ってたようなまちなかの商店街みたいなのが、廃れていってるんですけど。仮に昔、その土地利用なり何なりで昔のスタイルに戻そうとかというのは、都市計画の範疇ではもう手に負えないという理解になるわけですか。

久委員長 できるとすると、例えば特別用途地区とか地区計画とか、そういうのできめ細かな規制誘導ができないことはないです。例えば、先ほどの話を戻して言うと、小売商業誘導地区みたいなような特別用途地区を指定して、小売商業しかできないようにしちゃうという手はあるんですが、これはもう地権者が大反対で、そう簡単にはまとまらんやろなというのは想定できますけどね。

事務局 地区計画でもそういう地区、ここは商業と決めているところもあるんですけど、やはり買っていただければ撤退していったというような実情があるので、どうしようもない部分がございますので。

大内委員 だから逆に言えばですね。買い物難民的な人をイメージしてコンパクトシティと、こう言おうとするとね。そこにこういう住民を集めたら、当然そこにどういう需要が生まれるかという、当然そういう戦略的な都市づくりの発想がいるはずですよ。そこは今言ったような、いろんなルールを新しくつくって、はめ込んでいく。その条例なのかよくわかりませんが、やっぱりそういうことをやらないと、単にコンパクトシティづくりってお題目を唱えてみたところで、実際には何にも動か

ないと、むしろアイソルテッドシティとなっちゃって、浮いちゃってしまうみたいな、そういうふうな悲劇が起こらないようにやっぱりしなきゃならないと思うんですね。このマスタープランでは。

水越委員 住人に買っていただくということでは、よくほかのところでやられてるのは、地域マネーというか。

大内委員 地域通貨。

水越委員 はい。例えばそのあたり、それももう範疇ではないのかもしれないんですけども。

大内委員 それはその政策的なものですか。

水越委員 そういうものが例えばできれば結構誘導はできるのかと思って。

事務局 安井地区なんかはまちづくり協議会つくられて、地区計画をされた後の活動として、地域マネーつくられて、活動をされているところもありますので、まさにこういうまちづくりの発展の仕方としては、十分、機能していると思いますけど。なかなかそれも地域マネーやっておられるんですけども、活発にされてるかということなかなか皆さんにはやっぱり理解のもとで、初めて運用されますので、難しい点は抱えておられますけども、粘り強くやられています。

大内委員 それは運用運営の仕方でしょ。例えば地域で住民同士がお店を営んで、活性化になってるとか、たしか宮城県かどっかでそういう田舎のまちの話がありましたんですけど。もう一遍活気があふれていって、売るほうも買うほうもね。そこでコミュニティができてという話が、たしかNHKかなんかに取材番組があったと思います。

久委員長 それは全国で幾つかありますし。大阪でも泉北ニュータウン高倉台は、近隣スーパーが撤退しましたので、自治会が応援をして誘致をしました。

大内委員 そういうことを意識した支援、まちづくりの支援みたいなのがやっぱりコンパクトシティづくりの面で要るんじゃないかしらと、こう思うんですけどね。

まあそこまで意識されているかどうか、よくわかんないので。

松本（康）委員 さっき久先生がおっしゃったその泉北のほうは、ちょっと勉強させていただきたいんですけど、自治会さんが誘導して、何かこう支援をするとか、そういうことなんですか。

久委員長 だから絶対買い物するからという約束ですよ。

松本（康）委員 だから逃げんってねという。

久委員長 まず市に持って行って、それから市の市場組合にもお願いしたけども、あんたら勝手なこと言うなって怒られて、自分らが買い物せんへんからなくなったん違うかと。どうやったら、そこ撤退するということはだれがきても失敗することですよ。どないしてくれるんやという話になって。じゃあそんなら自治会も責任持ちますから来てくださいということになったわけです。

森下副委員長 多分それは地区センターという特性やと思うね。地域住民における。で、今ここで言われているコンパクトシティの2 - 4の中身は、これ環境主軸じゃないですか。だからコンパクトシティひとり歩きすれば、恐らく今言ったような話で、住環境、商業、いろいろなこと出ると思うんですけども、この話は、それこそコンパクトシティのエコの話と思う。

大内委員 それは規模が小さくなれば、負荷が小さくなるんだから。

森下副委員長 いや、それはセオリーのエコ試験にも出てますから。

大内委員 だから、じゃあそれだけにして限って言っているとすると、今議論したようなことも含めたコンパクトシティにもう一度考え直してくださいよというのがある。

久委員長 私がちょっと最初整理させていただいたように、2 - 4と2 - 1 1の両方に再掲する形ならいけますよねって言わせていただいたのはそこなんですよ。2 - 4から入るんじゃないくて、2 - 1 1が2 - 4に来るという形だったらわかりやすいですよって。どこまでできるかということも含めて、事務局持って帰っていただ

いて、検討していただけますでしょうか。ちょっと難しそうな気はしますが、都市計画施策として。

森下副委員長 はやり言葉であるからゆえに。

大内委員 だから非常に重要なところじゃないですか。その近未来組に、老人化社会、我々もその一員に構成していくわけですけど。

久委員長 ちなみに、ちょっとそのきょうのお話と。イギリスの都市計画というのは、かなりその権限持っていて、そのしっかりしてますから、イギリスは環境計画も景観計画もあえてないんです。都市計画の中に景観も環境も入ってるんです。だから都市計画が動いたら、全部解決しちゃうというほどの、さまざまな施策を打てるようになってる。商店の入り口を省エネタイプにしないといけないということが都市計画に書いてありますからね

大内委員 省エネね。

久委員長 だから、オープンでどんどん風が入ってくるような、そういうその入り口はだめ。都市計画の許可出ないんです。

田中委員 というか、必ずドアをつけるということですか。

久委員長 そうそう。

大内委員 材質はエコであるとか、何かそういうことなの。

久委員長 夜もシャッターが閉まると暗くなるので、いわゆるパイプシャッターで、光が漏れるような形で、シャッターをつくらないといけないというのも、全部都市計画です。

田中委員 そこまで都市計画なんですか。

久委員長 はい。すごい細かいですね。日本もそこまでやれるようになったら素晴らしいですけど。なかなかそこまでいけない。

大内委員 コンビニ24時間あいてたらいいという発想に近いわけですね。その明かりという観点から言えば。

久委員長 ちょっとどうかな。

大内委員 地域安全性、防犯の観点から言えば。

久委員長 でもそれ言うならばあれですよ。街灯はずっとつけといてください
という全部消去になりますからね。

大内委員 いずれにしても、だからコンパクトにシティをつくって、そのまあ
環境負荷ということも大事やから、やっぱり地域に住む人間がやっぱりそこに住んだ
ときに安心して住みやすいという、その。

田中委員 そういう、一番最初に質問したんです。都市構造ということになれば、
都市構造というのは建築だけの話じゃなしに、商業から全部含めた都市構造です
よね。その2 - 4のこの集約型都市構造の推進と、都市構造いうたらちょっとさっ
き意味がわからなかったんですけど、今聞いて大体わかってきたんですけど。

久委員長 ちょっとこればかりで、かなり次の時間が限られてしまってるの
で、次いかせていただいていいですか。それじゃ全体取りまとめということで、前
回意見いただいてから修正点を中心に、事務局のほうから説明いただけますでしょ
うか。

事務局 残りの序章、1章、3章のお話をするようになります。序章の部分は、
ビジョン、序 - 1、2のあたり。序 - 1の150間のところは約500じゃなくて2
70m両側という形の修正が抜けていました。修正いたします。それと序 - 2ページ
にトピック関係を追記しております。序 - 1の一番最後に都市計画マスタープラン、
先ほど説明した構成をつけております。

第1章の暮らしとまちのビジョンなんですが、基本理念のところ、若干構成を変
えております。まちづくりの理念の一番上の文章を簡潔にしてその下に三つ、それぞ
れの詳細を並べています。それとキャッチフレーズの部分の宮水の説明と「えん」の
説明が一番下のキャッチフレーズ上に移して書いてます。宮水の部分につきましては、
いろいろ議論があったのと、ここまで議論を踏まえると、前回お送りさせていただ

ている文章の潤い的なことはちょっと今までの議論とずれるのかなということで、西宮のまちを守り、育んできた私たちの誇りの象徴という書き方に修正をしております。それから 1 - 3 以降、暮らしとまちの将来像の部分では、各将来像のイメージを少しふやしました。1 章に関しては以上です。

第 3 章に関しても、若干の整理をして、3 - 1 については、 のところに人材の育成、まちづくり情報の提供という形に修正をし、主語を分けております。1 章は私たちというすべての人を含む主語を基本に置いておりました、それ以外については、行政を主語にした文章に修正をしております。大きなところでは以上です。

久委員長 はい。どうもありがとうございました。それでは、いかがでしょうか。全体を通しまして、

水越委員 この円の図なんですけども、序 - 7 のところと、それから第 1 章の本文の 1 - 2 と両方出てきてるんですが、ページの位置が相当近いので、私は後のほうだけでいいのではないかというふうに思ったんですが。

大内委員 では、ちょっとそこちょっと関連しますけどね、先ほどもお茶飲みながら話してたんですが、この宮水の定義というか、説明が、たしか前回のときには補足説明があって、しかもその宮水というのは、いわゆる酒づくりの水質論的な宮水のだけの話じゃないということが延々と 3 回ぐらいにわたって議論されたはずなのに、これほろっと消えてて、もしこれが私一般市民の立場だとして読み直すと、あら、ああ宮水って、あの宮水かっていうふうにしか印象持てないんですよ。そこはどうなってしまったのかなというのは疑問ですが。

事務局 宮水の。

大内委員 定義です。はっきり言えば。

事務局 序 - 7 の下の部分「先人が大切に守ってきた宮水を西宮のまちを守り育んできた私たちの誇りを象徴として」という記載ですか。

大内委員 だから、その宮水は、このずっと文章どっかこの新しくいただいた

資料を読む限りにおいては、それはその酒づくりの水質の宮水としか印象は、こっから受けないわけで。夙川や武庫川の流れと、その水も含めた宮水って、たしか前回、前々回から、そういう補足説明があったはずなんです、そこが大議論に触れてる、なったはずがどこへそれ消えちゃったのかなと。書いてて、意識してたんだけど忘れちゃったのか、いやあ、ある意味があって落としているのかなという、そういうふう思ったんです。

田中委員 ちょっと今、補足させていただきますと、この宮水を通常思われているような酒づくりの水の考えだけではなくという、一つの小さい項目を入れることによって、その広がるような気がするんですけど、その宮水と聞いたら、ほとんどの方が酒づくりの水と思うので。

大内委員 もとへ議論が戻ってしまってるんです。そこは。

田中委員 戻ってしまうので、そこのちょっとワンフレーズ一つ入れていただいたら、きれいにおさまるんじゃないかなと思うんですがね。

大内委員 内部で議論したときに、やっぱりやめとこってなったのかなあって、こう何か変な勘ぐりを入れたくなるようなね。あれだけ議論したのは、あれは本当にもう時間のむだだったなというふうに思っちゃった。これ読んでて。

久委員長 というよりも、先ほど御質問いただいたように、よりそのコンパクトに説明したという。

大内委員 いや、だから説明しても説明しても、我々そういう印象受けてないんですよ。

久委員長 そういうその悪意持ってではなくて。

大内委員 まあそうだけど。

久委員長 ちゃんと説明されたわけですよ。

大内委員 この文章からは説明が。

久委員長 ちょっと待ってください。それでね。わかりにくいんだったら、も

う1回復活させたらどうですかという御意見だと受け取って。

大内委員 逆に言うと、なぜそれが補足説明するという話のある文書があったのに落ちてしまったのかなというふうになる。わからない。誤って落としたのか、何か。

久委員長 だから先ほど説明があったようにということです。

大内委員 だから、そういうふうには受け取れないんです。この文章を読んだとき。だれが読んでも。宮水といったとき、これ読んだときに、そういうふうには武庫川、夙川と。

久委員長 いや、だれが読んでもって、大内さんがということですから。

大内委員 いやそうじゃない。先ほどもお茶飲み話でね。あれどこいったんだろうねと話した。

久委員長 いや、だから、そのだれが読んでもではなくて、その今、話ししてる内容での方々の多くはそうは受け取らなかったというんですね。

大内委員 じゃあ言葉でそうします。そうすると、そういう印象を持つと我々がこの議論に参加しててすら、そうなんだから、一般市民がこれを読んだときに、ましてそんな議論があったなんていうこと、全然わからないわけですからね。なおのことそうなるんじゃないでしょうかということですね。いいたいところは。

久委員長 というその御意見だということで。先ほどの御説明で別に抜け落としたということじゃなくて、事務局のほうは、ああこういうように、そのコンパクトにしたほうが、よりその伝えやすいと判断をして書き直したわけですよ。

事務局 はい。

久委員長 ところが、それはそうは受け取れてないという判断、御意見があったということですね。

大内委員 だから、これまた班に帰って報告しますとね。同じ議論が蒸し返しが起こるんです。それは。

田中委員 私のというような、ワンフレーズちょっと入れたほうが。

大内委員 うん。だけで済む話なんです。

田中委員 それだけのことだと思っんですけど。

大内委員 なぜそれができないのかよくわからない。

事務局 特に悪意があってとか、その。

田中委員 そんなことはだれも考えてないですよ。

事務局 それを皆さんの議論をむだにするつもりで取ったわけではございませんので、こうしたほうが良いと言っただけならば、もうここで決めていただけると、そのまま書きます。

大内委員 だから前の、今ここに具体的なきちっと文言の資料が手元にはないんですか、6回目のときに、たしかそういう、そのこういう補足して説明するというような例文があったと思いますけど。

久委員長 前に戻してくださいということでもいいですか。

大内委員 うん。それでいいじゃないですか。それもうちちょっと短くしたいなら、短くしてもいいとは思いますが。

事務局 短くしていこうかなということで書いてますので、もう決めていただけると助かります。

大内委員 じゃあ、言ったら前のやつ戻して、そのまま原文、採用したらどうですか。

事務局 前のというのは。

大内委員 第6回かなんかのときにあったと思います。

事務局 前のというのは、どの回の方でしょうか。

久委員長 いや、何でそれをうるさく言っているかということ、これ確認をとらないと、いっつもこれ繰り返しなんです。変えたらまたいや違うという御意見になるので、そろそろと決着つけておかないとですね。

大内委員 私もたまらんですよ。班で何回も同じ議論聞いて、何回も説明するのは。

田中委員 資料でいただいたのと文言が変わっているんですか。

久委員長 かなり前ですね。大分前ですね、前回からこれ自体が変わってますよね。もう5回目ではかなりこれに近いのに変わってますね。

事務局 これでしょうか。第4回の資料1。

久委員長 そこまで帰られないでしょう。

事務局 宮水の定義というよりも資料1という、こういうところに宮水の酒造のための水というだけでなく、西宮を流れる水を象徴することだにとらえることもできるというような文章を宮水の4つのうちの一つに挙げております。

大内委員 これを受けて、たしか第5回か第6回で何か、どっかに書いてあったのかなあ。

水越委員 前回、あまり水を強調し過ぎるのはどうなんだという意見で、水を落としたんじゃないかなかったですでしょうか。

事務局 そうです。

水越委員 ですよね。

松本（康）委員 事前に郵送で送っていただいた資料の段階では、潤いある暮らしの象徴やったです。

田中委員 そうなんですよね。それと変わったからあれっと思って。

事務局 それを今回変えておりますので。

田中委員 私もそれを見てちょっと書いてあるやつが、その先人の今も大切に守った宮水を酒づくりの水にとらえるだけでなくという、その言葉を一つ入れていただきたいなということで、ちょっとつくったんですけど、先人が大切に守ったということも抜けて変わってしまってるので。

水越委員 酒づくりの水としてだけでなくという説明を入れると、水がやや強

調されるとは思いますが、前回の御意見も、それでも問題ないのでしょうか。結局、これどれをとっても、どなたかが御不満なようなフレーズになってしまうので、どこかで折り合いをつけないとならないですね。

大内委員 　　だから、少なくとも酒づくりの宮水だけに限ってないということがわかるようにしないと、それは同じ議論が何遍も蒸し返しになるはずなんですよ。現時点、今ここでこうやってしゃべってるぐらいですからね。どこいっちゃったかなあ、あれな。

水越委員 　　だからそれについては、いやいや水ばかり強調したらどうなんですかって御意見がたしか５班から出たと思うんですけど。

田中委員 　　キャッチフレーズの頭に宮水のと書いて出てくるからね、これがやっぱし意味をどうする、どうとるかだけです。

水越委員 　　わかります。わかるんですけど、決着がなかなか。

大内委員 　　いや、それだったらそれで納得して、それでいって、補足説明にしますというふうにあったはずなのに、その補足説明すらなくなっちゃってる。

事務局 　　象徴というところで、読めるかなというのは、事務局が変えたところのこの書き方なんですけど、それがもう足りないとなれば、先ほどの酒造のための水というだけでなくというのを頭に入れて、「宮水を酒造のための水というだけでなく、西宮のまちを守り、育んできた私たちの誇りの象徴」という形になるんですが

大内委員 　　そのほうがわかりやすいとは思うんですよね。

松浦係長 　　それで。よろしいでしょうか。

大内委員 　　はい。

水越委員 　　いいですか。

松本（康）委員 　　ちょっと言いにくい。委員長、これも市民委員でちゃんと考えて答え持ってこいといったら、まあそのように御指示いただきたいんですけど。改めてちょっとこれ眺めていまして、「えん」という言葉なんですけども、今回六つの

なんていうんですかね。こうありたいまちの結論の「えん」でもあるわけなんですけども、ここの解説では、つながりの象徴ですよというふうに書かれてまして、ところが上の図では何とかのまち、何とかのまちというふうに、まあ何というか、ありたきまちのこうイメージという意味で「えん」が使われているので、これって違和感ないですかというのが一つ、私は感じてる点です。もしも、これがまちということであるなら、下の解説文にはまちがなくて、つながりというふうに書かれているんですけど、宮水、すなわち誇りのまちということなので、何かか宮水の「えん」というのでつながりいでいるのが何かすごい接ぎ木のような感じがしているんです。というのが一つと、もう一つはこの「えん」というのがね。まあつながりの象徴と理解すればいいです。ところが上のこの漢字を読んで、この「えん」と書いてありますから、そのありたきまちというのは目標なんです。目標なんかなというふうに、この「えん」をとらえるとね。もう目標がいきなり頭にきてるんですよ。それで、さらにつながり育むってきて、理解できるかなと思ってね。まあまあ混乱させる意見であることは重々承知の上で言ってるんですけど、その宮水と「えん」ということに対して、きちっと定義なり解釈をつけようということで、下の のところにいろんな「えん」をつけていただいているのは重々理解してるんですけど。

水越委員 それは代替案としては、何にするということですか。

松本（康）委員 それが一番難しい質問でね。まあ、だから答えのない話をするなとおしかりをいただくのは承知の上で言ってるんですが。

水越委員 もうここまできたら申しわけないですけど、代替案がないとなかなか議論が進まないと思います。

松本（康）委員 それは重々承知。

久委員長 どうします。

松本（康）委員 いや、いいです。きょうの時点では、答えがないので。

久委員長 これちょっときょうの時点というのは、かなりシビアなんですよ。

1月8日にはパブリックコメントにかける案として、完成しておかないと間に合いません。ですから、きょういただいたことによって修正をしていただいて、1月8日にはもう我々のパブリックコメント(案)として完成していきたいんですね。

田中委員 うちの班では、この丸は特に問題はなかったですけど。

松本(康)委員 ああそうですか。

水越委員 うちの班では、ごろ合わせで「五円(ご縁)」にしたらどうかというぐらいの話で、それぐらいしかなかったんですけど。

久委員長 もし、まだパブリックコメント案ですので、それでいろいろ言いたいことがおありであれば、パブリックコメントとして出していただく。

松本(康)委員 まあまあそういうやり方。それいいな。

水越委員 そうですね。

松本(康)委員 まあまあそういうやり方もあります。

森下副委員長 きょうはもうね。

田中委員 そのとおりですね。どうせね、ホームページで全部意見もらうんだから、賛成意見も反対意見も出てくるでしょうから。

松本(康)委員 うちの班でもいろいろ御意見いただくんですけど、それも含めてパブリックコメントで、改めてきちんと結論まで含めて主張してくださいというようなことで、決して責任逃れではないと思いますし。

森下副委員長 そうしょうか。

田中委員 とりあえずそのほうがいいと思います。

大内委員 じゃあもう一遍宮水のところに戻りますけどね。先ほど事務局から指摘あった第4回目の資料1のところ、4つのぼちで書いて、説明してありますが、要するに宮水というのは西宮を流れる水ということがわかるようにしておけば、それが地下水の宮水であろうと、具体的な武庫川とか夙川とか、いろんな支川があると思いますけど、そういうことも全部含めて、西宮を流れる水を象徴するというふう

に言ったらいいんじゃないかと思いますが。

事務局 どういう文章に。もう一度。

大内委員 先人が大切に守ってきた宮水、だから括弧して西宮を流れる水を象徴する。

水越委員 それを前回、落とそうという議論になったんじゃないんですか。

大内委員 いや、そうじゃないと思います。補足するということを書いてたと思いますよ。宮水を。

久委員長 これどうもですね。先ほどの松本さんの御意見もそうなんですが、例えば序の7のところでも3行ありますけれども、これは水に宮水の「えん」でつながり育みということをもとめて説明しはってますよね。これだからそれでつらくなってくるんですよ。これ宮水は宮水だけで説明して「えん」は「えん」だけで説明したほうが楽ですよ。だから宮水は先ほど大内さんおっしゃったように、その「単に酒造としての宮水だけではなく、六甲から海に流れる川ないし、その地下水を象徴をした流れとしてとらえています」って書いたらいいんですよ。

大内委員 まあ川の水が西宮を流れる川か水か、ちょっとどっちか選択要と思うんですけど、川のほうが具体的イメージですわね。それ入れたらどうです。

久委員長 「えん」というのは、そのさまざまな字を当てはめて、私たちが将来望むまちの姿を表現していますという形のほうがすっきりしませんか。

水越委員 そもそもこの序の7というのは、結局、基本理念からつながるこの第1章の本論のところにも全部内容はあるものを、これだけをまとめているわけですね。私、図が2つあって近いので、一つ要らないんじゃないかと申し上げたんですけど。この序の7自体はなくても、一応内容が全部網羅はされているので、場合によっては取ってもいいのかなと。

田中委員 でもそれだったら「えん」とこの字の六つの字が出てこない。

水越委員 これがですね、1 - 2 にばっちり出てきますので。

田中委員 それだけでいけますかね。

水越委員 というか。序の7にあるのは、どちらかいうと前から素直に読むとちょっと唐突感があるので。

田中委員 この2つの絵を一つにすればいいという。

水越委員 そういうことです。ですから、これを一つにして、1 - 2だけにしてしまえば、その。

大内委員 それは私、特に異論はないです。ただここの宮水の補足説明という、今の「えん」のこともあるでしょうし。これもっとやり直したほうがいいんじゃないかなと。

森下副委員長 水越委員が言われたあと、その話が流れたんで、僕言おうと思ってたんですけど。これ恐らくそうなんだけど、これぱっと右開いたときに、右側のこのマスタープランの構成が、この順番でいくなれば、対比欄、そういう意味では僕、左はこれ必要だと思ったんです。

水越委員 ここをこう見るとですね。

森下副委員長 まして色含めてね。だから、これさらりと流してますが、非常にデザインの的にもされてますし、うまく対比もしてるし、とは僕は思ったんで。

田中委員 ということは1 - 2が要らないということ。

森下副委員長 じゃなくて、序の7も、も要るじゃないのと。いや、ここに唐突というよりも、そういう見方でしたら要るかなと思う。

水越委員 確かにこう対比するとそうなんですよね。

久委員長 ちょっとこそくなデザインテクニックですけど、両方同じ大きさであるからまずいので、必要なら少し小さくしてくればね。

森下副委員長 そうですね。

久委員長 少しは解消する。

田中委員 全く同じものでもんね。これ。

水越委員 そうなんです。なんかまた出てきたのかと。

森下副委員長 そういう意味ではね。その流れで、松本さんじゃないんですけど、僕も実はこれずっと試験出す前に消すか書くかで悩むような状態にまで悩んでいるのも一つありまして、実はこれこの真ん中の絵のですね。要の人という文字ね。これがもう要るのかなというのが。

松本（康）委員 私も実はこれ前からこうやったかなと思って、前の資料見たら入ってるんですよ。

森下副委員長 入ってるでしょ。これね、いや僕も試験出すときに、消したりというのがないですか。書いても。あの状態に今なってるんですけど。ごっついこう。

大内委員 デザインじゃないので。人、人ってこう。

森下委員 要るかな。これ。

水越委員 でもこれは人とまち。

松本（清）委員 これのこと言ってるんで。人と自然。

森下副委員長 じゃなしに、この真ん中の人。

松本（清）委員 だからこの人は、人と自然、人とまち、人と人で。

森下副委員長 ああ、このかけ合いから。そういうことか。

松本（清）委員 そういう意味で。だから上の文章をやっぱりフォローする図としてはね、いいんじゃないですかね。

久委員長 これは実は言いかえれば私なんです。

松本（清）委員 私かもしれんな。

久委員長 私の周りに人と自然とまちがある。

田中委員 そういうとり方したんですね。

久委員長 という図ですよ。違いますか。

事務局 はい。

久委員長 そうですね。

森下副委員長 いや、思わず右側に人が入っているのでね。これずっと見ながら、真ん中のかなめの人何かかぶってるなというふうに思いながら。確かに人と自然、人とまち、私か。

水越委員 人をじゃあ真ん中に人と書く。私。

松本（清）委員 この真ん中が私、自然もまちも2文字ですよ。この人が1なので、平仮名の人という書き方もあるかなという気がしますね。

田中委員 まちも平仮名かな。

森下副委員長 自然も平仮名。

水越委員 自然はでも漢字のほうが意味がわかる。

大内委員 それが自然なんでね。

森下副委員長 ああそうか。

松本（清）委員 たしかにこの人が2つなんか出てくるのは何となくね。

森下副委員長 じゃあごめんなさい。

松本（清）委員 気にはなりますけど。

森下副委員長 試験提出前のような気がして、あの状態に陥ってるんですけど。

松本（清）委員 たしかに上は人と人という意味では。

田中委員 人という字を平仮名で書くとわかりにくいですね。

松本（清）委員 わかりにくいですな。

田中委員 ええ。

森下副委員長 人と自然、人とまち、人と人上とリンクしたらね。

松本（清）委員 やっぱりこの図は私はやっぱりここにあったほうがいいと思いますね。後ろもあってもいいけど、ここには要るんじゃないかな。

田中委員 全く同じ大きさのものが2つあるということだけがおかしいしということですよ。

水越委員 そうですね。1 - 2 もちょっと小さくするとかすればそんなに。

森下副委員長 投げとって申しわけないんですけど、真ん中の人は人と自然、人とまち、人と人で、8割納得しました。委員長の言われた私というのがどうするかだけ議論していただければいいと思います。

松本（清）委員 そういうふうに解釈すれば。

森下副委員長 という意味で。

久委員長 私という意味では人ですよということです。

森下副委員長 じゃあ100%解決しました。残しましょう。僕は。あと全然違う流れの中で、前回送ってきた中で、ぱらぱらっと見たときに、若干気になったことがあるんで。

田中委員 今回と変わってるんですか。

森下副委員長 1 - 3の私の目指す暮らしのイメージの下から2つ目の鎮守の森は森でしたっけ。

事務局 どちらかそろえてくださいということで。

森下副委員長 ということで、結局この森でした。

事務局 基本的にどちらの森も同じ意味だというように辞書にありましたので、一般的にはこの森のほうを使われるということで。

森下副委員長 はい。次、1 - 6の生き生きとした活力の生き生きって、これでいいですか。

水越委員 これはこれでいいと、辞書に載っています。

森下副委員長 なるほど。

田中委員 前回、私が言ったむささびもね、全然問題なかったです。失礼しました。ありがとうございました。

水越委員 いいえ。

田中委員 調べてみました。

事務局 むささび問題なかったですか。

田中委員 はい。以前はね、やっぱりいたらしい。以前は。今はいないです。

事務局 今現在でいうと、ほとんど日本で観測されてないというふうに聞いたんです。で前回の議論では、もう観測される可能性がないんやったら載せないという話があって。

田中委員 以前はあったということなんで、それは将来、そういう環境になるかどうかはわかりませんが、その今はいないですけどね。

事務局 そしたら済みません。1 - 3の私たちが目指す暮らしのイメージの豊かな自然の三つ目、リスになってますので、むささびに戻します。

田中委員 いや、それはリスのほうがいいですよ。はっきりいってリスのほうがいいです。

水越委員 リスでも特には問題ない。

事務局 かなり少ないですね。リスって。

田中委員 私もそれ途中で考えたんです。やっぱりリスはね、おったらおもしろいなと思いますし、公園にも住めるんですから。

事務局 むささびはかなり可能性が低そうです。

田中委員 リスは可能性ありますから。リスがいいんじゃないですか。

水越委員 最初御意見でむささびいただいた方もリス、日本リスだったリスでもいいんじゃないかとおっしゃったんで、全然問題ない。

事務局 それではリスでいいですか。

田中委員 はい。

事務局 じゃあリスで。

田中委員 調べたんで。昔はおったというんです。だけど、もう可能性はないですね。

久委員長 森下さん、まだ。

森下副委員長 一つ忘れてたのが序の3の新しい公共理念の浸透のここ多分いろいろ皆さん見られると思うんですけども、上から2つ目の行のみずからの住まう地域って、これでいいんですか。これずっとここなんですけど。

田中委員 どこですか。

森下副委員長 右側の。みずからの、これ何と読むんですか。住まうというんですか。住まう地域の活動って。

事務局 ここだけ何で住まうみたいな言葉を使うのかということでしょうか。

森下副委員長 うん。僕、初めて見たときこんな言葉って今までなかったな思ってたんです。自分が住む地域じゃだめなんですか。

久委員長 住まうがもともとなんです。住まいっていうでしょう。

森下副委員長 住まい。あああ住まい。

久委員長 だから名詞になった住まい、動詞になって住まうというのがもともととの。

森下副委員長 住まうなんですか。

久委員長 それが縮まって住むなんです。

事務局 ほかのところで住まうって使ってないはずなので。ここだけなっていると思います。

森下副委員長 それで合ってるということですか。

事務局 ただ合わせるかどうか。住む、普通かなというところですよ。

森下副委員長 みずから住まう地域。

久委員長 住まいするが住まうになってます。いいんじゃないかなと思うけどな。

森下副委員長 そうですか。じゃあ住まうでええんじゃないかという御意見なので。それですみません。その下の本業生かした社会貢献に取り組む企業などがふえていますっていう意味が僕は意味わからなかった。まちづくり活動にかかわる市民の

ほか、本業を生かした社会貢献に取り組む企業って、どういう。社会貢献に取り組む企業はたくさんあると思うんですけど、本業を生かした社会貢献に取り組むというので、どういう意味かな。

事務局 なくなってしまうんですけど、アサヒビールだったら工場見学とかしてましたので。そういう意味合いになってます。

久委員長 具体的には青年会議所さんの例会に行ったら私いつも言うんですけども、わざわざ社会貢献活動するよりも、皆さん業を営んでらっしゃるので、それを社会貢献につながりていただいたほうが、継続的で楽でしょっていう話をするんです。

森下副委員長 はい、わかりました。僕、結構です。以上です。

久委員長 あといかがでしょうか。大体よろしいですか。

事務局 宮水はどうなってる。

大内委員 だから西宮を流れる水か川。

事務局 この西宮を流れる水。

大内委員 川といったほうが明快だと思いますけど。

事務局 象徴というような。

久委員長 としてとらえましたというように、もう言い切っちゃったほうが。

事務局 言い切りで。言い切るということ。西宮を流れる水の象徴ということとで。

田中委員 はい。それだったら問題ないです。

松本（康）委員 「えん」のほうはこの説明のままでいいでしたっけ。

久委員長 「えん」はだから、その私たちがこれから作り上げていくまちの姿を六つの字を当てはめて表現したものですというぐあいでいいかなと思うんですけど。

松本（康）委員 はい。

久委員長 あとはいいでしょうか。

水越委員 一枚もので、私、水越委員提出資料というのがありまして、これ何かっていうとですね。前回終わった後に、私どもの班で報告したときに意見として一つ大きかったのは具体的策が少ないんじゃないかということで、そのとき、まだこの第2章もなかったもので、よりそういう意見になったんですが、一つの提案として、この本論ではなく、付録に例えばですけど、市民が見たときに、ああこんなことを言っているんだなということがわかるような、ある程度、具体例をこの「えん」とひっかけて書いたらどうですかという御意見がありましたので、資料でお出ししています。で、ここに書いてある、その文言というか、内容はあくまでも例なので、この内容ということではないんですけども、こんなようなものがあったら、一般市民が読んだときに、ああじゃ私はこの助け合うというところでは、北部地区に住んでるから、農作業の支援に来てもらうような何か活動しようかなとか、そういうアクションが起こしやすいのではないかという趣旨です。本文に入れていただくようなことではないんですけども。

久委員長 どうでしょうか。何か例えばで議論が沸騰しそうな気がしないでもないですけどね。

水越委員 それか例えばパブリックコメントで、そういうものを募集するというのはできるんですかね。例えばを募集する。

事務局 ここのこの将来像の下に書いてるこのイメージとは別ということですか。理念の中、本文の中に入ってるんですけど、暮らしとまちの将来像の中にその後半下半分部分というのは、暮らしのイメージって書いてあるんですけど。これとはまた違うということでしょうか。

水越委員 これは違うというか。これはつまりこういう暮らしになったらいいなという夢じゃないですけど。で、それに対して、じゃあということで。ですからきょう出していただいた、その第2章の支援というところに近いんだとは思いますが。ちょっとこの2章がない状態で話をしてしまったので、どういうふうに反映できるか

わからないんですけど。

久委員長 私の直感でいうと、書いたほうがいいに超したことがないけども、またこの具体的なところで議論が沸騰しないかなという懸念があります。

水越委員 そうですね。それはおっしゃるとおり。

久委員長 今、提示されてるのが、ほとんど環境っぽい話ばかりでしょ。どういう思いで書かれたのかというのが、もうぱっと見ただけで、ああ環境が強いなあという。感じはわかってしまうので。ちょっと工夫しますか。どうしますか。事務局でそれどういうふうに。

事務局 ただ、水越委員、今本文のほうに載っけるんじゃないってという意味のことですね。

水越委員 はい。

事務局 もうちょっと時間先もあるということと、載せ方の中で工夫していけるということで考えては。ちょっと、パブリックコメントに載るようなものではないというような。

水越委員 でも、別にそういうあれではないんですけど。

事務局 レイアウトは、本編のレイアウトとか、冊子にするときなども、大分これから写真とか図とかふやしていきなり、見やすい形にはしていかなければならないので、その中で反映できるかなと思いますが。

水越委員 そういう形でいいと思います。

事務局 はい。

松本（清）委員 それが写真だったりするといいかもしれない。

水越委員 そうですね。

松本（清）委員 あんまりこう言葉にしてしまうと固まる感じもするんですね。事例挙げ過ぎて。それ、人それぞれにこの字を見て、想像力を働かせるというのもいいとも思いますけどね。あんまりこうきちと言わなくても大体わかれば。

水越委員 想像力が豊かな方はそれでいいと思うんですけど、そうではない方のフォロー的なのを。絵でもいいかもしれないんですけど。

松本（清）委員 うん。何か例えばという感じやね。

水越委員 ないほうがいいですかね。

藤本委員 何か、無地のシートで付録をつけてあげて、自分で考えましようって。埋めましようというのを言ってもいいかもしれないですね。こう見ながら自分で探ることができる。

松本（清）委員 そういうワークショップがあったらいいですね。

事務局 総合計画のところでも、個別計画を部分的に載せますと、それだけがすごく議論になるのですよ。で、それ載せ始めると、作った側も説明がもうつなくなっちゃって、例えばこの北部の廃校でスローライフ実践とかなりますと、もうどこのことかすぐわかっちゃうんですね。そうすると、今現在進行形でいろいろ議論してる中で、余りにも具体的なイメージが広がり過ぎますんでね。本体に上げるのは、何か工夫したらいいと思います。

久委員長 はい。そろそろ時間ではありますけれども。全体を通して。

松本（康）委員 3章の内容ではもう進捗管理の方向ということで、これも前回アウトプットとアウトカムした結果、説明あって、今回わかりやすくしていただけてるんですけども。特に事業、施策の実施状況の把握というのは、これはぱっと見、わかると思うんですけども、実感把握のほうで、これについては、今後方法論は検討していきますということでの御説明だったかと思うんですが、具体的に、どういう項目について、満足度を図ろうとかいうことも、この段階では特にまだ明らかにしないということなんでしょうか。

事務局 そうですね。まだどうやるかというのが、見えてないところあるので、皆さんに意見は聞きますというレベルでとどめたいなと思ってるんですが。

久委員長 もっと具体的に言うと、今事務局はこれまとめるのでいっぱい

ばいなので、これがまとまった後、ちょっと半年間ぐらいかけて、次の見直しのためにどうしたらいいかというところで検討させてくださいということで。

松本（康）委員 なるほど。途中のこの取り組み方針の特に具体的な施策が書かれた部分について施策というのはあくまで手段でしょうから、目的なり目標というのが明らかになっての上での手段やと思いますので、ここに書かれた方針というか、具体的施策がほんまに効き目があることなんかどうなんか見ようと思うと、何を基準に評価するかというのがあってこそなんかなあというふうに思いましたので、正直なところ、まだ間に合うということであれば、ここ適切な評価指針というのは立案されるということで、理解しましたので。

久委員長 ちょっとその具体的に、私の中にあるイメージは、東大阪の環境基本計画がそうさせてもらってるんですけど、年に1回集まっていたいて、またワークショップするんですね。この1年間ほんまにどれだけ進んだかどうかということをお願い。だからせっかく集まっていたいたワークショップメンバーで、これだけ今も議論していただいているわけですから、1年ごとに集まっていたいて、みずからの振り返りも含めて、1年間市役所も頑張ってますから、市民側も頑張ってもらってることを振り返ってみて。次の年につなげていくというふうなね。

松本（康）委員 一大反省会みたいになりますか。はい、わかりました。ありがとうございます。

田中委員 いろんなところで事業者という言葉が出てくるんですけど。事業者といたら、大体どことどういう形をとれば事業者という形になるのでしょうか。市の、要するに市役所側と住民側はわかるんですけど、その間の事業者というのは、どこからどこまでが事業者という形なるのかなと思って、ちょっとその範囲内をちょっと教えてほしいなと思います。事業者ということとは。

久委員長 難しいですけど、事業する人ですよ。

田中委員 もちろんそうですよ。字のとおりなんですけど。

久委員長 例えばNPOも事業者ですよ。

田中委員 NPOも事業者で。

久委員長 エココミュニティビジネスを個人でやってらっしゃる方も事業者です。だから、自分がその市民活動、地域活動としてやってらっしゃるのか、あるいはその事業活動としてやってらっしゃるのか。だから規模の問題ではなくて、活動の内容、質の問題だと思ってます。私は理解しておりますけど。だから同じ人間がその事業者になったり、市民になったりということもあります。

田中委員 うん。

大内委員 つまり禄を食んでない人のことをいうわけですね。ということですよ。自分で経営してる、小さかろうと、大きかろうと。

久委員長 そうです。

大内委員 禄を食んでない人。何らかの形で生計成り立てなきゃなんないわけですから。そういう人です

久委員長 昔はですね。いわゆる民間企業を事業者と言ってたんですけど、今はいろんなタイプの事業が出てきてますので。

田中委員 ええ。そうですか、NPOを含むのが事業者なんですか。

久委員長 NPOはちゃんと飯食ってますので。

大内委員 事業計画を上げないとNPOも認めてもらえない。

久委員長 無償ボランティアと勘違いされている方もまだまだ多いんですけど。NPOは完璧に事業者なんです。ほかいかがでしょうか。

松本（清）委員 一つ。今さらというのが、提案なんですけど。この最初の取り組み方針1のところ、緑と水というところで、公園緑地がこの中に取り上げ、2の3のところで取り上げてるんですけど、何かこの都市マスの私たちの理解というか。何か特にこれを何かやったらどうかというのを何かアピールするものがあったらおもしろいなと思ってて、で、さっき久先生が言われた、その公園でいろんな活動をするとか、

公園をテーマに何かいろんなことをやるのがまちづくりとか、いろんな展開につながる、いいトレーニングといいますかね。なるというので、この公園というのも一つこう、きちんと唱えたらどうかなというようなのはいかがでしょうかということですが。例えば水と緑ということで、これの中のまた緑になっているわけですね。これね。公園が、位置づけが少し農地とかと同じような、こう位置づけで載せられているような印象があるので。これ今取り組み方針。

久委員長 具体的にどうしましょうか。

松本（清）委員 例えば水と緑を分けちゃって、取り組み方針の中に緑というのを一つの柱にして、その中に公園を割と中心の位置において、何か取り組みの方針にして上げるというような。水は水にするとかですね。

久委員長 多分これ水が入ってるのを水だけで一つ起こせないという判断があるんじゃないでしょうか。

松本（清）委員 水がちょっとしんどいのかな。

久委員長 じゃないでしょうか。取り組み方針を水だけで立てるというのは。

事務局 都市計画マスタープランの中では非常に難しいところがあります。

久委員長 ちょっと次のお話しすると、うちの研究室ではちょっと公園緑地でもずっと追っかけてるんですけども、去年と今年おもしろいテーマで、別々の、4年生なんですけど、やってくれているのは、公園における、公共性の問題ですね。公共空間と言っているのに、公共性を使う側に公共性が欠けてきてるんじゃないかということはずっと追っかけているんですけど。だからその本当は公園はみんなシェアをして、何が起こっても自分たちでそのトラブルを回避するものなのに、すぐに市役所に電話がかかってきて、こんなことやってるやつがおるから、取り締められとかという話になって、これだめだめ看板がいっぱい立ってくるわけでしょ。でも、その公園のデザインとか、公園を見るだけで、その公共性がどれだけ欠如していつているのかというのがわかっちゃうんです。で、逆に言うと、その公園の使い方を手がかりにもう

1 回そのお互いの人間関係、そこから発生する公共性を取り戻そうよという、そういう提案をしてるんですけどね。

松本（清）委員　　私、それいいと思うんですよ。うん。

大内委員　　じゃあ、そのほんとにわかんないから、公園という思想が入ってきたら、多分日本の外から入ってきたんだと思うんですけど。例えばハイパークやらニューヨークのああいうパークというのは、公園は維持管理はどういうふうになるのか。市民が何か具体的にやっているようなことというのはあるんでしょうかね。例えば、なんだろうな。草花の管理がなんかしらん。あるいはさくが壊れてますとか、ベンチが壊れてますとか、何かいったときにわあっと、その役所へ文句言うんじゃないで、何かある団体が。

久委員長　　そういうレベルじゃなくて、使い方ですよ。

大内委員　　使い方。

久委員長　　うん。だから例えば公園の近所の方がうるさいから何とかせよとか、あるいは自分たちがこの危険な目にあっただから、ああいう行為はやったらだめじゃないかというような話を持ってくるんですね。だから、もっと具体的に言うと、子供たち今ボール投げできないんです。どこの公園も。

水越委員　　どうしてもね。ある。

松本（清）委員　　しないようにって書いてありますね。看板には。

久委員長　　公園は、もっと自由な空間じゃないのっていうものが。

松本（清）委員　　たまたま私の町内会では、芝生にしちゃったんですね。それをみんなで管理して。で、秋にはそのお月見コンサートというのを何校かの生徒たちが来て、要するにステージとしても、公園を使ってるし、それから花の管理もね。きのうやりましたけど、園芸部というのがいて、そういう活動してるんですね。だから、それぞれの地区で、その公園をもう少し有効にこう活用する。それを通じて人と人とのつながり、まちづくりの母体を経験するというような。トレーニングするとい

い。どこにも大概ありますよね。町内会に1個ぐらい、大きい小さい別としてね。

大内委員 ということは、その辺でのその学生さんの指摘は、公園というのは自分たちのものという意識になってないということ指摘されてるわけですね。そうすると。

久委員長 自分たちのものというか、その公園というのはいろんな人たちが集まってきて、そのシェアするものじゃないですか。

大内委員 公だからね。

久委員長 でもそのシェアができないわけですよね。使い方の問題です。自分中心にしか物事を考えられない。

大内委員 いや、自分たちのものと言ってたのはそういう意味ですよ。自分のものじゃなくてね。

久委員長 自分以外、自分に迷惑をかけるものを排除するという行為がふえてるんじゃないかということなんです。

大内委員 それはどっかでも、やっぱり隣近所話してると、以外にそういうこと解決するみたいな話ありましたけどね。だから、自分たちのものという、複数の意識が、自分のものになっちゃうと、そういうこと問題になってくるけど。

水越委員 そもそもその自分たちという感覚がもともと家というか、そういうところから発っしてるじゃないですか。

大内委員 日本の社会構成というかね。それあると思う。いつも指摘されることなんだけど。

水越委員 ね。だから「地域住民」が自分たちだという感覚を持ってる方ってすごく少ないですよ。だから、その公園でも自由気ままにしちゃうしということだと思っから。

松本（康）委員 エコマイカー、マイホーム、何でも所有することでずっと大きくなってきたんで。

大内委員　　もともとそのこういう景観とか、都市づくりの発想のときには、そういうヨーロッパ社会のが中心になったときには城壁があつてね。自分たち全体が大きなコミュニティで守る。日本の場合は一軒一軒、家が塀で囲まれてという感じだから。というその大きな思想の違いがある。

松本（康）委員　　管理がなかったかもしれませんね。

水越委員　　そうです。

久委員長　　もっとわかりやすく言うと、お互いさまという気持ちがなくなったということです。日本にはお互いさまという気持ちがあつたはずなんですけどね。

水越委員　　うん。

大内委員　　そういうことをはぐくむような、はぐくみ直せるようなマスタープランづくりとか。

水越委員　　そうですね。でも何かこう一緒に公園でやるとかいうのはいいかもしれないですね。単純な話、よく清掃活動で公園に集まるじゃないですか。それだけでも多少ね。

松本（清）委員　　そこがスタートになってるんですよ。結構。だからその公園というやつも、別に西洋から来たものと思わずに、昔はその神社仏閣がやっぱり何かあつたりしたわけですね。村に。そこがそういう役割を果たしてた。今はそれが公園になってるといふふう考えたほうがわかりやすいんじゃないですかね。そういう夏祭りもやっぱり、そういうとこでやってたわけでしょう。そういうふう公園をもう少しこういろんな、みんなの共有物としてどう使っていくかということ、それぞれの地区が自由に考えて、その地区にあつた使い方をしたらいいと思うんですよ。こうしなさいじゃなくてね。そういうことを協働まちづくりの一つのテーマとしてやったらどうですかというのを、例えば都市マス委員会の目玉にするというようなこと、いかがでしょうかと。そうすると、この取り組み方針のところ、水と緑の中のまた、五つあるうちのひとつで、公園緑地というのがぽちんと出てる。これじゃなくて、も

うちちょっとね、もしそういうことで、同意を得られたら、しっかり取り組み方針の一つとして、柱として上げたらどうでしょうかという提案です。

松村副委員長　　これは公園だけがまちづくりではないので。そういうことをあんまりこう突出するというのはバランスを欠いてしまうんじゃないかなと思いますね。

松本（清）委員　　これでなくてもいいかもしれませんが、要するにめり張りを僕らでこれ何か網羅的に全部あるわけでしょ。

久委員長　　御意見はわかるんですけど、具体的にどれをどうしたらいいかというところがちょっとまだイメージできないんですね。

松本（清）委員　　そうですね。

松本（康）委員　　例えばね。そのさっきき久先生のお話で、公園ってみんなの利害という意味で競合しにくいところなので、やりやすいですよという話、非常に新鮮な話であったんですけど、例えばそういうの、こう施策というか、このマスタープランの中に入れてしまうと、やっぱりそれに縛られると思うんです。なので、例えばコラムみたいな形で入れとくとか、そういう呼びかけではまずいですか。

久委員長　　そういう手もありますね。

松本（清）委員　　どれか別の取り組み方針として。例えば7、交流を促ししつつ、流れを育むというようなことと、公園の使い方とかが。

久委員長　　集いの場、交流の機会をどっかに入れるということですか。

松本（清）委員　　うん。

久委員長　　公園緑地をもう一度、その集いの場ということで。

松本（清）委員　　例えばね。

久委員長　　とらえ直し。

松本（清）委員　　うん。公園として何か出すと、何となく変な。

久委員長　　だから公共性をはぐくむ工夫をしますとね。

松本（清）委員　　何か行動がそこに見えるといいますかね。アクションがあり

ますよね。

大内委員 たしかにその公園づくりの思想みたいのにかかわると思うところですね。

松本（清）委員 ハードとしての公園という。

大内委員 防災空間として広々としているから野球をやっちゃうというのもありますけど。

田中委員 7も8も全部絡んできますけどね。その言葉の中で。

松本（清）委員 黄色のところでいいかもしれませぬね。そうすると。人と人のつながりを育むという。ところにも登場させるとか。

久委員長 どうなんかなあ。その今後10年間のまちづくりの姿勢みたいな話がA4、1ページぐらいにあってもいいのかなと思うんですけどね。これから10年間の施策展開の本当に大もとになる姿勢、考え方、あるいはそのこの10年間の施策構築でこういうものを育てていくんだというような方向性。松村先生がずっとやってこられたシチズンシップ教育なんかそうですね。いろんな場面で、もう一度シチズンシップというものを取り戻していくんだということですね。市民性、公共性というものが余りにも欠如してるんじゃないかな。松村先生ずっとこだわってやってくださっているのは、そういうそのまちづくりをやる前提として、シチズンシップを持った市民が集まらないと、まちづくりなんていうのは成立しないよという話ですね。それを取り戻すための試みというのがまちづくり講座でもあるし、ワークショップを通じてお互いが自分から調整をしていくという工夫をアポイントしていくという話もそうだし、公園緑地の使い方を通じて、シチズンシップをはぐくむこともできるよといううな。

事務局 このまちづくりの基本理念の人と人、人とまち、人と自然のつながり、はぐくむというのがそこなのかなというふうに、今までは思ってたところがあるんですが。これとは違うんですね。

久委員長 だからそれがストレートに読めるところがありますかということですわ。その深読みすればそうかもしれないけれど、本当にそういう思いが伝わる項目がありますかという話なんですけど。それはまちづくり講座でするようになってるんで、いいですけど。ここに書き込まなくても。

松本（清）委員 それか、このまちづくり基本方針の何かいきなり取り組み1、2、3、4、5、6、7、8でぱっと並ぶ前に、何か一文、まとめやないけどなんかあるんかっていう。

久委員長 根本論でいうと、今回その協働とか、支援というのが表だって出てくるでしょ。ところが、何でそうなのかということをごっか書いてますかね。当たり前として進んでますよね。どうして10年前はそうでなかったのに、今回協働とか、支援というのがキーワードになって、そういう取り決めのところでふえていっているのか。新しい公共の説明があるんですけど、それを受けて実はこうこうこうなんですよという話なんですけど。その関連で瀬川さんが、この前の参画、協働のまちづくり条例のパンフレットないかというような話。どうでしょう。

松本（康）委員 別にその松本先生がおっしゃるような、公園に特化してということではなくということでもいいですかね。

久委員長 西宮で本格的に市民主体の計画づくりといった初めての試みだなど思うんですけども、結局その市民主体のっていうのは、それほど簡単なことじゃなくて、やっぱりそのきょうの議論もそうなんですけど、これだけたくさんの思いを持った方々がぶつかり合わないといけないのですよね。それ調整しない限り、いや私の意見が入ってないという話だったら、いつまでたってもまとまらないということなので、こういうことを通じて、その市民主体というの、どういうことなのかということころが理解できてきていると思うんですけどね。そういうことをどんどんふやしていきましょうということだと思ひ、それがこなれてくると、行政がわざわざ出て行かなくても、市民主体で自発的に動いてくるところがどんどんふえてくると思うんです

けど。そういうことが根底にあるんだよという話は、ほんとは非常に重要なんですけども、何かその淡々とこの今書いているので、ちょっとすごく大切な思いというのが書き込めてないん違うかなあと思うんです。

森下副委員長 正直、松本先生のおっしゃった公園というのは、多分どっかに脳裏にあると思うので。実は僕らの班で議論した話なんでね。非常にうれしいんですけど、いやその先生おっしゃっているように、そういったことがやっぱり協働支援を含めて、やっぱりこうあったほうが、目玉やなという気がします。

松本（康）委員 さっき久先生から、御紹介のあった、この生駒の公園の話というのは、僕らもやっぱりぐっときますし、そういうふうに頼むだけじゃなくてというところがよくわかったんで、何かあれでしたら、事例みたいのを紹介で中に入れるだけでも、インパクトが違うかなという、このあたりは、公園が多分取っつきやすいし、わかりやすいという意味では。

松本（清）委員 ただね。私の公園がそのワークショップ3回やってね。どんな公園にするかというのを、みんなで決めたので、その後の活動が非常にスムーズだし、だんだん広がったんですね。だから実体験としてあるので。この展開のやり方はあるかなと思いますね。事例でもいいですけどね。

久委員長 先ほど、松本さんおっしゃったように、コラムとして何かこう入れ込むというとして、そのほうが楽かもしれませんね。

松本（清）委員 そうですね。わかりやすい例として。

大内委員 そういう意味では、久先生から、あのまちでは、このまちではと、そういう例があったから、そういうのちょっとミニコラムでぼっぼつと関連のどこへ入れたらいいかもしれませんね。

松本（清）委員 その議論と久先生がさっき言ってる話はまた別だと思うんですよ。根底に流れる考え方をどっかで。

久委員長 ただちょっと森下さんも言うてるように、重い議論なので。

松本（清）委員　　そうですね。

久委員長　　そこだけ重くなっちゃうので、今のトーンとは少し相入れないところがあるんでね。ちょっとそのあたりは。

森下副委員長　　何かええ話やねんけど。したいんですけど。

久委員長　　まあそのあたりもちょっとコラムという手もあるんかなと思いますね。

松本（清）委員　　それもね。

森下副委員長　　いいんじゃないですか。

久委員長　　コラムやったらあのね、パブコメにかける必要はないので。とりあえずパブコメはこのあたりでさらっとさせていただいて。

森下副委員長　　その他でもいいんですか。

久委員長　　はい。

森下副委員長　　すみません。まちなみ発見クラブからの話で、これもあれですけど、景観まちづくりグループさんのあした。西宮七園ございますので、お時間よろしければ、10時から上甲子園公民館で、この間残ってた甲東園、甲子園、昭和園、甲風園が、あと山下先生の講演が聴けるので、よろしければどうぞ。それと子供まちなみ発見クラブで、年明け1月16日に西宮北口周辺を歩きます。それを受けて、2月の景観賞発表のときに実は景観のフォーラムを、まちなみ発見クラブでしようと思ってます。また、先ですけど告知だけしておきます。2月6日です。大事なところ忘れてました。

久委員長　　ほか、委員の皆さんから情報提供等ございますか。それじゃその他、事務局のほうでお願いします。

事務局　　次回日程は年を越します。1月8日、場所は北口の大学交流センターで、2時からです。今回のこのパブリックコメント、この案なんですけど、次回の1月8日の委員会を経ましたあと、今の予定では1月25日から2月24日まで、パ

ブリックコメントを実施する予定です。正式には市政ニュース、1月25日号に載せる予定にしております。ワークショップのメンバーの方々に、できれば多くの意見をいただけたらなあと考えております。反対意見も賛成意見もいただきたいと考えております。特に賛成の方は意見を出さないと思うので、それでは賛成の意思が伝わりませんので出していただきたいと考えています。賛成を強制するわけじゃございません。

森下副委員長 もう一遍期間を。

松浦係長 1月25日から2月24日の予定です。

松本（清）委員 1カ月間。

事務局 はい、その予定です。

久委員長 ちなみに伊勢市の都市計画マスタープランをつくったときはたくさんの賛成意見が来ましたね。もうこれだけ市民意見が取り入れられているのもこれでいいと思います。ちゅう意見がたくさん出てました。

事務局 普通はそれを書かれないので、反対意見をばっかりということが聞くことになるんですけど。できればワークショップの皆さんに、お知らせいただいて、ぜひとも意見をいただけたらと思います。1月20日に都市計画審議会にパブリックコメントかけますという報告をします。25日からパブリックコメント。2月24日にパブリックコメント締め切ったあと、予定では3月中に都市計画審議会の諮問答申をいただければいいなと思ってますが、この予定は全然決まってません。

久委員長 よろしいですか。それじゃまたいつものとおり、50分ぐらいになってしまいましたけれども、とりあえず以上にさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

（ 終 了 ）